

「種子島家譜」小考(二)

―卷二十七(文化八年)以後の「家譜」について―

林 匡

(本館学芸専門員)

はじめに

「種子島家譜」(種子島時邦氏所蔵、種子島開発総合センター寄託。昭和三十二年(一九五七)に鹿児島県重要文化財に指定された種子島家文書の一つ。以下「家譜」と記す)とは、中世以来種子島を支配し、近世薩摩藩においては私領主としてその支配を(一時的に転封されたもの)継続して明治を迎えた種子島家を中心とする系譜・関係文書であり、現存は八十九巻である。

この「家譜」は、熊本文学会から昭和三十七年に六巻本として刊行され、また現在鹿児島県歴史資料センター黎明館調査史料室が編纂を行っている鹿児島県史料『旧記雑録拾遺家わけ』編では、『家わけ四』(1994)に巻一(元祖信基、寿永二年(一一八三))から巻二十六(二十二代久柄、文化七年(一一八〇))まで、『家わけ八』(2000)に巻二十七(二十二代久照(久柄)、文化八年)から巻七十三(二十五代久尚、安政四年(一八五七))までが収載され刊行されている。残りの巻七十四(二十五代久尚、安政五年)から巻八十九(二十六代時丸・二十七代守時、明治二十三・二十四年)については、二〇〇二年一月刊行予定の『家わけ九』に収載される見込みである。

種子島家の第一次家譜である「種子島譜」、第二次家譜の「種子島正統系図」、そして第三次家譜の「種子島家譜」巻一から二十六までの編纂・成立の経緯や文書・記事の関係などについてはほぼ解明され、まとめられている^(注1)。しかしその一方、巻二十七以降の「家譜」編纂や種子島家の記録所(文書方・記録方とも記される)に関する考察は少なく、増村宏氏が明治二十五年の家譜編纂局について言及されているものの、関係史料が少なく、具体的な判断は留保され(増村①)、竹内実次氏も、明治二十五年に設置された編纂局の編纂の上限は不明とされた(竹内②)。そこで今回は「家譜」の編纂や現在に至る経緯などについて、先学の成果に抛りながら簡単にまとめ、次に巻二十七以降の「家譜」編纂を中心に若干の考察を行い、また関連する史料の紹介を含めて今後の「家譜」の研究や利用の一助としたい。

なお、本文に関わる「家譜」の『家わけ九』収載予定分史料と本文註については本文の後に一括し、さらに関連して「近世種子島家の家格について」を別記として掲載した。また本文中、煩雑な感はあるが、現在の「家譜」の形態(巻・冊子)となる場合を編纂、それ以前の段階である「家譜」関係文書・記録の収集整理や中清書・草稿作成までは編集(修)の言葉を用いた。

一 従来の「家譜」編纂に関する論考から

(1) 「家譜」正・副本の焼失と復元について

種子島氏二十八代の時望氏によれば、「家譜」は各巻同時に二冊作り、鹿児島市高麗町邸のものを正本、種子島の西之表邸のものを副本と呼んだという。(増村①。増村氏は、正本が原本であったかどうかについては慎重な姿勢を示されている。)
「家譜」の正本は、昭和二十年六月十七日の空襲によって疎開準備中に焼失し、この際に「家譜」の継続分である巻九十から巻九十三(明治二十五年から同三十四年分)も焼失した。なお、この四冊は正本のみで副本は未完成だったという。巻八十九までの副本は西之表市の種子島家にあつたが、戦後の史料刊行計画によって、鹿児島県歴史研究会の出版事務局が鹿児島大学文学部(鶴丸城跡本丸内)に置かれ、巻一から巻四十までの四十冊を帯出中、昭和二十七年四月二十四日早朝の鹿児島市内の大火災によって焼失、この際に焼失を免れたのは持ち出し中の九冊(巻七・十四・十五・十七・二十・二十一・三十四・三十五・三十七)であつた。この後、東京大学史料編纂所の「家譜」正本の謄写本(巻一から巻二十六まで。巻十四までは明治十八年、巻十五から巻二十六は昭和三年に写本が作られた)をもとに、西之表市種子島家譜復元委員会によって復元された。(『家わけ四』収載分は、この巻二十六までである。また、『家わけ四』では、「家譜」になく「種子島正統系図」にある文書も補っている。)また東大史料編纂所の謄写本がなかつた巻二十七から巻四十(焼失を免れた巻三十四・三十五・三十七の三冊以外)が復元されたのは、鮫島宗美氏の和訳作業が焼失時に巻四十二にまで及んでいたおかげであつた(先述の通り、昭和三十七年に全巻分刊行。「鮫島本」と記す。増村③・笹川④)。但し、この「鮫島本」

には文書が殆ど採録されておらず、記事のみであつた。文書については、西之表町史編纂の資料として阿世知国良氏が「家譜」の記事・文書写を抄出した「御家譜抄本」などによって、三十余は復元されたという。しかしそれ以外の史料は、藩の通達など他の史料で若干は補えるものの、完全な復元が見込めない状況である(増村①・五味⑩。なお『家わけ八』には枝番を含めた文書点数にして四十七点が収められている)。

(2) 「種子島譜」・「種子島正統系図」と「家譜」巻二十六まで

一次の種子島家の家譜は、延宝元年(一六七三)命をうけ、同五年完成した上妻隆直編の「種子島譜」である。編纂を命じた当時の島主は十八代種子島久時で、有能な藩家老であり、上妻隆直が著した『懐中島記』(西之表市立図書館刊、郷土資料集五、1983)の「久時江戸参勤之事」及び「久時奉見 将軍家事」の項によれば、藩主光久の証人・使節・江戸詰として承応元年(一六五二)から元禄二年(一六八九)までの三十八年間に十回江戸に登っている。増村氏はこの久時代の種子島が、江戸の文化に繋がる開明の一時期であり、家譜編纂もその時代の産物であつたとされる(増村①)。「種子島譜」は元祖信基から久時までの記事であり、種子島家役人(家老)肥後英信の文書整理を上妻隆直が継承したものである。隆直は編纂にかかった当初は物奉行で、延宝七年に家老となつた。家譜以外にも正系図・庶流系図・手鏡・文書写を集成し、また先述の種子島の地理・歴史を要約した「懐中島記」を著している。

二次の家譜「種子島正統系図」は二十一代久芳の命により「種子島譜」を改修増補したもので、元祖信基から久芳までの二十冊である。明和六年(一七六九)三月に起筆、同年十二月までの短期間に家老平山顕友に

よって編纂された。「種子島譜」と異なつて所伝の古文書を譜中に挿入する方針（これは第三次家譜編纂に引き継がれた）をとり、多数の文書を取り込んだ点が特色である。「家譜」ではこの後の安永七年（一七七八）八月条に、記録所が種子島の大園に建てられたと記す。（なお既に明和六年段階で種子島に記録所の職掌があつたことは後述の通りである。五味⑩）。

三次の家譜「種子島家譜」は上妻宗恒編で、元祖信基から二十二代久柄までである。久柄の時に「種子島正統系図」が小細で關脱省略多しとして、寛政十年（一七九八）に編纂が命じられた。途中編纂の中心であつた家老兼記録方の宗恒の失脚（後に復職）や財政難もあり、文化二年（一八〇五）十二月に一応完成した。この結果、第一次と第二次の家譜は「旧譜」として櫃に納められ、重要参考資料として伝えられることになる（「家譜」巻二十四、文化二年十二月条・五味⑩）。そして文化八年九月二十六日条によれば、文化七年までの「家譜」編纂の功勞に対し、宗恒らに行賞がなされ、文化二年以後の続集が終了したことを知る。この日の行賞では、上妻宗恒以外に家老または組頭の者五名、筆吏三名が見え、「家譜」編纂の人員を概ね確認できる。この第三次の編纂事業が巻二十六、文化七年までのものであつたことは、文化七年までの「家譜」と巻二十七、文化八年以降の「家譜」では正本・副本共に表紙の色・題簽を異にしていたこと、巻二十六までは（文化二年の巻二十四を除いて）数年分をまとめて一卷としており、一年一卷の体裁となる巻二十七以降と異なる点が指摘されている（増村①）。なお、巻八十六、明治三年以後は再び数年分をまとめて一卷とする）。

五味克夫氏は、明和六年の「種子島正統系図」編纂に際して、文書が

軸装されたこと、古目録や不要な書類が種子島の記録所（文書方）で保管されるべく差し下されたこと、「種子島正統系図」の編纂と重要文書の保管は鹿児島島の種子島屋敷（吉野橋口、琉球館北。以後鹿児島邸とする）において行われたこと、「種子島正統系図」が明和九年十一月に鹿児島邸に登録され保管されていたことなどを指摘されている。また平山顕友が「種子島正統系図」編纂時の現存史料を書き上げた「御文書有物套」には、その後に追加分として天保六年（一八三五）までの史料の増補削除目録が付記・綴込まれており、文化八年の「家譜」成立後は、文化二年に櫃に納められた「種子島正統系図」も種子島記録所（文書方）扱いとなり、「家譜」巻二十六までが新たに鹿児島邸に登録・保管されたことを紹介された（五味⑩）。このことは、「家譜」が文化七年段階でひとまず所期の目的を達して編纂を終えたことを示している。また五味氏は、「御文書」格納のための箱が文化十四年十月・天保五年八月に各二つつ種子島から搬入されたこと、天保六年正月には前年の箱用に鎖鍵が購入されたことも紹介されたが、それぞれの時期に鹿児島邸において重要文書の整理が行われたことを意味していると考えられ、興味深い。

(3) 文化八年、巻二十七以降の「家譜」

「家譜」巻二十七から巻八十五（明治二年）までは一年一冊の形式で、巻八十六（明治三年）以後は数年毎の合冊であることは先に述べた。増村氏は、種子島家文書の「御家譜編纂日記」の記載から、明治二十五年（一八九二）八月十五日に編纂局が開かれたこと、従つてこの時の編纂の下限は「家譜」副本の最後である明治二十四年、巻八十九までと考えられること、上限の年代は明確にはできないが、残された慶応三年以降

の日記・家譜草稿や中清書などから、幕末までもっていく可能性が十分にあることを指摘されている^(註5)。また、編纂局による明治二十五年から三十四年までの四冊、巻九十から巻九十三の正本が焼失したため、明治二十五年以後の編纂についての詳細は不明だが、増村氏は種子島守時氏の男爵授爵（明治三十四年）をもって正本の筆を擱いたものと推測された（増村^①）。

二 「家譜」巻二十七以降の編纂過程

文化八年、巻二十七以降の「家譜」編纂はいつ行われたか。一年一巻一冊の形態から、草稿などは毎年または随時記録所で作成されていたことも考えられるが、現状の「家譜」の巻（冊子）仕立てにされたのは、どの時期か。また、巻二十七以降の編集や編纂作業が、第二次家譜同様鹿兒島邸で行われたのか、種子島の記録所で行われたのか、さらには、種子島役所などと鹿兒島邸の史料・記録が、どのような形で総合的にまとめられて「家譜」になっていったのか、という基本的なところは不明のままである。「家譜」巻二十六までが第一次・第二次編纂の課題をうけて編纂され、しかもそこには、初代信基以来の種子島家の権威を高めようとする島主や編纂者の意識が明瞭に現れていることは従来より指摘されている（三木^⑤・五味^⑩）。従って、ここでは意図的に種子島家の相伝文書（上妻隆直による手鑑や平山頭友の時に整理されたもの）が利用されただろう。これに対して巻二十七以降はどのような方針や意図で編集・編纂されたのであろうか。私は以前「家譜」巻二十七以降の編纂過程について若干ふれたことがある（拙稿「種子島家譜小考」（『黎明館調査研究報告』第13集、鹿兒島県歴史資料センター黎明館、2000）。こゝ

では、拙稿で述べたことを要約し、説明不十分の点は補い、その後確認したり考えたことをまとめてみたい。

(1) 人物表記から考える

「家譜」巻二十七以降の記述で気がつくのは、藩主島津氏の人物表記である。文化八年では、藩主が島津斉興、隠居がその父斉宣、そして祖父重豪が大御隠居として藩政を後見していた。斉彬は文化六年に誕生したばかりである。具体的にみよう。「家譜」巻二十七、文化八年五月条に「大信公及び前太守公」、巻二十九、文化十年九月条には「是月、三位公^(重豪)、また同じ九月条に「少将公^(斉彬)」と記される（人物註は筆者）。ところが重豪の場合、従三位となるのは天保二年（一八三一）正月十九日（但し「家譜」の記事では同年二月二十七日条にみえる）、そして死去して「大信院」の法号となるのは天保四年正月十五日以降である。また、斉彬は文政四年（一八二二）三月四日元服、忠方と名乗った後、文政七年に侍従、天保三年豊後守を経て、天保五年十二月十六日に左近衛少将となり、文政元年十二月十六日に左近衛中将となっている。但し「家譜」文化十年九月条の記事には「少将公」と別に「太守公」と記されているので、「少将公」は斉彬を指すと考える。重豪を「三位公」、斉彬を「少将公」と記す例は巻三十二（文化十三年）や巻四十一（文政八年）に散見される。勿論巻三十七、文政四年四月七日条のように、「世子國丸（邦丸。後の斉彬）」が（先月四日に）元服し、「又三郎諱忠方」と称した、という当該期の表記もなされている（重豪の「三位公」の例同様、「家譜」への記載には一ヶ月程度の時差はある）。こゝでは、「家譜」が文化八年の記事に天保四

年正月以降の重豪の法号「大信公」を用い、また文化十年の記事に天保五年十二月以降の斉彬を示す「少将公」を記すことから、「家譜」巻二十七の編纂の上限は天保四年、巻二十九は天保五年末から同六年以降の編纂の可能性が高いことを指摘しておく。

このような例に対して、例えば巻八十、元治元年（文久四年、一八六四）正月条では、「三郎公」（島津久光。文久二年五月「和泉」より改称）が従四位・左近衛少将に任ぜられたことが記され、同年二月条では、「少将公」久光が「大隅守」に任ぜられたこと（実際は二月朔日）が記されている。この幕末期の表記には、当該期とのズレが少ないようにみえる。^{（註5）}

このことは、幕末期は比較的「家譜」の編纂が当該期から離れない段階で行われたことを示している。また「家譜」巻二十七以降分の編纂も、次項でふれるように天保五年より下る可能性がある。

（2）「家譜」の挿入文書や記事から考える

次に、史料や記事から、天保五・六年に関して考えたい。巻二十七以降の「家譜」編纂にも関わる興味ある内容として、幕府の所謂異国船打払令に関する薩摩藩と種子島家の対応がある。巻四十、文政七年（一八二四）閏八月の「町田久視申渡書」、巻四十一、文政八年二月の「幕府達書」・「幕府異国船打払令」、同年五月の「新納久邦外二名連署申渡書」、天保五年（一八三四）十一月の「某申渡書」、文政八年五月の「種子島久道伺書」、同年月「町田久視申渡」、巻五十、天保五年十一月十七日条・同年月日の「渡辺直・前田宗篤連署請書」、同月廿三日「鹿兒島役所覚」から、前掲拙稿では次のことを導いた。^{（註5）}即ち、文政七年七月に宝島で起こったイギリス捕鯨船乗組員の掠奪事件をうけた薩摩藩は、同年閏八月

に、異国船への弾力的（薪水の給与・「粗忽の働等」をしない）処置を浦を抱える諸所に令達した。ところが翌文政八年二月になって幕府の強硬な処置（打払）が示され、種子島久道には同年四月にその旨（打払）が伝えられた。前年の藩の令達に従うべきか、幕府の打払令に従うのか、異国船処置の再確認を求めた久道に対して、藩家老からは文政七年閏八月の弾力的運用が指示され、さらに浦抱えの諸所には改めて文政八年五月に、藩家老新納久邦ら三名の連署で「粗忽の働等有之候^{（而）}事を引起候基^{（三）}不可然事候」という、紛争を極力回避しようとする方針が示された。ところが、この五月の申渡書は「家譜」では朱線で抹消され、その行間には朱筆で、天保五年十一月に藩の異国方から命じられ消除した旨が記されているのである。以上の関係文書が「家譜」巻四十（文政七年）・四十一（文政八年）に収められている。一方天保五年に当たる巻五十、十一月二十三日の「鹿兒島役所覚」では、文政八年五月の添書（これが「家譜」で抹消された藩家老新納久邦らの申渡書であろうか）の趣旨については関係者以外へ口外せず、同文書は回収するように藩の異国方から命じられたことがわかる。ここで問題の添書原本はこの時鹿兒島役所にはなく（鹿兒島には「帳留」しかなく早速消除された）、請書と共に関係した種子島役人などの名前を種子島役所から差し出すように鹿兒島役所が通達しているのである。そしてこの天保五年の文書・記事を載せる「家譜」巻五十の十月の箇所に、「仰渡之写」として文政八年二月の幕府異国船打払令を改めて収めていることも興味深い。しかしここではあくまで「家譜」の編纂について関係する点をあげておきたい。

天保五年十一月当時、「家譜」編集のためであろうか、または同年八月段階の文書整理（五味⑩）の結果であろうか、文政八年の関係文書（藩

の「添書」などは既に種子島へ送られていたこと、天保五年十一月になつて、問題の添書の回収が指示され（提出されたであろう）、また種子島側では帳留の消除と文政八年まで遡つての朱書補筆がなされたこと（このため「家譜」の添書部分は朱で抹消されているが、厳密な意味での「削除」ではない。また、天保五年十一月の「某申渡書」をその行間に朱筆した意図が奈辺にあるかは不明である。^註）、従つて「家譜」巻四十一、文政八年分の編集は、既に天保五年十一月には概ね完了していたことになる。前項(1)でふれたように、巻四十一に斉彬の天保五年末の称である「少将公」が記載される点とやや矛盾するところである。巻二十七以降分の「家譜」は、天保五年十一月以前に草稿段階までできていて、それ以後異国船打払令をめぐる処置・機密保持の処置もあり、最終的な編纂はやはり天保五年末から六年以降になつた、との推測もできないではないが、説明に苦しい。あるいは幕府の外交方針の変更、すなわち天保十三年（一八四二）の異国船打払令の停止以後のある時期に至つて巻二十七以降が編纂されたのではないか（鹿児島または種子島の「帳留」も、消除の状態（朱線での抹消と朱書き補入）のまま「家譜」に記載された）とも考えられるが、結論を出し得ない。後考を俟ちたい。

(3) 藩への系譜上呈（安政三年）から

「家譜」巻七十二、安政三年（一八五六）九月十四日条では、種子家の文政十二年（一八二九）五月十四日以来の「系譜」を藩に上呈せよ、と命じられていることを知る。記事を左に記す。

○十四日、官命録我家文政十二年己丑五月十四日以来系譜呈于官、告之種子島政府使史臣寫焉、

文政十二年五月十三日は、二十三代種子島久道が三十七歳で死去した日であり、久道亡き後は暫く名跡松寿（樹）院（久道室、島津齊宣女の於隣）と共に種子島家親類北條時昭らが家政に与り、結局天保十三年になつて島津齊宣の子報七郎（久珍）が相続する^註。

久道亡き後の嗣子問題について、具体的にみよう。久道が嗣子なく没したために、種子島氏親族が合議して、北條時昭が家政に参与し、「密かに是事を国老に告げ」ている（文政十二年五月十五日条・「家わけ八」一六五号）。そして翌十六日、北條時昭は島津典禮と連署で嗣子決定の日数の三十日延長を藩に願ひ出（「家わけ八」一六六号）、さらに六月十四日には再び両者によつて九十日の日数猶予が申請され、結局同月より十二月までの延長が許可された（「家わけ八」一六七号）。その翌日、定府家老知覽行寛と、同月三日に鹿児島に赴いていた家老前田宗周・種子島時雍の三名が連署して、「密書」を種子島在島の家老に伝えている（「家わけ八」一六八号）。左に掲げる。

覚

是迄不被為有 御世継^三付、先年江戸表より御内々為被遊 御承知趣有之、いまた御病氣不被遊御出合内、極御内分^三而為被仰上置趣有之、未た何分御承知無之、夫故其元御吟味之趣^茂至極尤被 思召候通致承知候得共、表向御養子御願を^茂難被仰上、御法之通最初三十日延御願相濟、又々六月より十二ヶ月御願通被為濟、極々御内意之儀御座候得共、此旨御掛合難申達見合居候得共、御役々下^茂相延候^三付、極御内輪御秘事之儀御座候得共、大略為御心得御掛合申達候、先御吹聴無之様御取計被成度、委細之儀者御役々下之節演説可有之候、以上、

種子島郷兵衛^{同巻}

六月十五日

知覽才兵衛^(行寛)

種子

前田太兵衛^(宗則)

御役人中

この文書の主体は、内容からいって鹿兒島邸(定府)家老の知覽行寛と思われる。松寿院(於隣)は久道との間に男子を二児もうけたが、いずれも夭折(文政元年・同三年)しており、久道亡き後を周囲が懸念していたことが窺えよう。この「密書」は、知覽行寛が「江戸表」から内々に「御承知」を受けていた件、即ち島津家からしかるべき人物の養子成の「極御内輪御秘事之儀」の大略を在島家老に示したものである。(江戸表とは、太守斉興又は重豪か。但し、久珍は既に文政五年に生まれており、斉宣もまた松寿院や知覽行寛と関わりは深い。なお斉宣は天保十二年十月十三日に死去。)文政十二年九月の「川田佐摸達書」(『家わけ八』一七五号)では、藩主の命として「種子島伊勢跡職之儀、松寿院殿御願之趣有之、格別之思召を以、此以後御子様被為在候節、相續可被仰付候間、夫迄之内名跡^{三而}被召置候旨被仰出候」と、松寿院の願いもあって、(斉興に男子が誕生し)種子島久道嗣子が決まるまでの間、松寿院を名跡とする旨が達せられている。しかし以後の斉興実子は天保元年(異本で文政十三年)六月生まれの女子(天保二年夭折)のみであり、結局天保十三年十二月に久珍が「種子島伊勢名跡」松寿院から家統を相続したのである。久珍は嘉永七年(安政元年、一八五四)正月三日に種子島で死去する。同月九日鹿兒島邸に久珍子の久尚が生まれているが、安政三年ではまだ幼く、文政十二年以降の系譜とは、種子島二十三代久道名跡松寿院と二十四代久珍をさすものといえよう。

安政三年九月十四日条の言うところの「系譜」は、「家譜」またはその

略譜を意味するかどうかは即断できない。また、文政十二年以前の「系譜」がそれ以前に藩に提出されていたのかも不明である。松寿院・久珍という斉宣実子ゆえに系譜の提出が求められた可能性もある。少なくとも、この「系譜」文政十二年から安政三年九月まで(「家譜」では巻四十五から巻七十二に当たる)についてを、鹿兒島邸ではなく、種子島の役所に告げて史臣に写させているということは、巻四十五以降の体裁を整えた「家譜」(正本)はこの時点で鹿兒島邸に存在しなかったこと、または記録所関係者が種子島にあったことを意味するものと考ええる。

「家譜」巻二十七以後の続集は、果たして種子島の記録所で編集されていたのか、具体的にそれを示す記事などはない。「家譜」巻一から二十六までは、先述の如く「種子島譜」・「種子島正統系図」をいわば前提として、しかも種子島家の権威を高めるという意識があり、種子島家相伝の文書類をもとにする必要があったため、第二次編纂同様に鹿兒島邸で編纂が行われた可能性が高い。しかし、これに対して巻二十七以降は、勿論家格に関する記述は詳細だが、一方で島政全般や島民の関わる諸事件・賞罰など、巻二十六以前に比べてより詳細で多彩な行政記録の側面が強くなっている。後述するように、明治二年段階での「家譜」書法の改定で、それまでの「家譜」には島主の言行など日常の記録が載らず「御坐御帳之表より脩撰仕」(史料六)状況であったことから、「家譜」が種子島の記録所で編集されていたと考えられないだろうか。しかしそれ故に編纂意図や編纂全体の状況は把握し難い。種子島久珍死去、久尚誕生の同嘉永七年四月二十七日に家老前田十九郎宗恭が「記録方掛」となったことは、久珍代の文書や記事の整理と「家譜」編纂に関わるものであったかもしれない(なお子の前田平次郎宗成が美座三十郎時資と共に

前年六月二十六日に記録方掛となっている。藩の「系譜」上呈も、特に一門方（公族）としての久珍の事蹟調査に関わるものだったのかもしれない。しかし、前田宗恭は翌安政二年三月二十七日死去し、卷七十三、安政四年五月に至って家老前田新五兵衛宗誠が記録方掛に任命されたこと以外、「家譜」に關係するような事項は見いだせない。また、種子島家の家督・家政の不安定や財政問題などもあつて、編纂事業が停滞していた可能性もあろう。結局、具体的なこととはわからないままであるが、文化十四年と天保五年に鹿児島邸で重要文書の整理が一段落した^(註9)ことなどから考えれば、「家譜」卷二十六の編纂後も、文書や記録の保管・整理、或いは「家譜」の草稿作成作業（編集）は続けられており、久照（久柄）・久道（久徴）・久道名跡松寿院から久珍の各代に、ある程度のまとまりで編集されていた可能性もあること、その中心は種子島の記録所であった可能性が高いことを指摘しておく。

種子島家文書の中に「時珍（久珍）筆者註」公御入日記」という題簽の冊子がある。これは、天保十三年の報七郎（久珍）入奥に際して、同年六月四日の親類や用頼などの動きを、関係文書とともにまとめた部分と、それとは別に書かれて後に合冊されたと思われる「嘉永四年亥十月十二日久珍公御一門方御同様御承知 日記」からなっている。前者の内容をみると、『家わけ八』に収められた三五二号文書（藩達書）とほぼ同文（傍線部分）で始まる。左に記す。

一報七郎様御事、種子嶋伊勢名跡相續可被 仰出儀可有之候条、此旨
仰伊勢親類内々可申聞置事、

右之通、寅六月四日於御側御用人座^三猪飼柳太郎様御取次を以御親類
嶋津相馬様御承知、尤御禮廻之儀御用頼染川伊兵衛殿を以聞合^二相成

候處、御内々之事故御禮廻^三及問敷旨被致承知候、（以下略ス）

「家譜」同日条にはごく簡単に「官召親族島津相馬、竊見命報七郎君入奥」と記すのみだが、この「時珍公御入日記」が、「家譜」久珍代の編集に利用された可能性は高い。この他にも、同日記には『家わけ八』の文書番号で示せば、三六三号・三六二号、三六〇号・三六一号の順に記載されている。また「家譜」では一旦久道の弟妹や子女の系譜が記され、久珍の系譜となつた最初の文書に三六五号文書（天保十三年十一月付「菱刈隆観達書」。鹿児島県史料『旧記雜録追録八』(1978)にも収載）を収めているが、これは後述するように、家格に関する藩からの達書として注意したい。また「嘉永四年亥十月十二日久珍公御一門方御同様御承知日記」の十月十一日の文書を左に記す。

御用之儀候間、明十二日四ツ時御登 城可被成候、以上、
十月十一日 島津豊後^(久珍)
種子嶋^(久珍)彈正殿

この日記の続きには、『家わけ八』四五七号（島津久宝達書）と同文書があり、久珍が島津一門方に準じる扱いとなつたことを窺い知る（「家譜」の十月十二日条でも「官列我於公族^{門方}」と記す）。また、この日記には十月十八日の二階堂源太夫による「御内意之覚」を載せており、そこに示された種子島久珍の問合せ（進上物・辞儀その他）に対して、藩側からは「何篇一世御一門方同様」（同年十一月「島津久宝達書」『家わけ八』四五九号）のように回答されている。この日記が、天保十三年・嘉永四年分の「家譜」編集にそれぞれ利用されたもの（を嘉永四年以降に合冊したもの）であることを確認できると思う。

以上(1)(2)(3)の検討から、卷二十七以後の久照（久柄）・久道代の「家

譜」編纂の上限は天保四年から六年初め以降であり、または天保十三年以後まで下る可能性があること、久道没後の名跡松寿院から久珍代の「家譜」が現在の体裁のように整えられたのは安政三年以降の可能性があること、その段階での「家譜」編集は種子島の記録所が中心であった可能性を指摘しておく。

三、「家譜」巻七十四以降の編纂について

(1) 島津氏支族に準じての系図類提出（安政五年）

それでは、『家わけ九』に収載予定の、巻七十四、安政五年以降の「家譜」を検討してみよう。安政五年一月、藩命によって宝永元年（一七〇四）から安政五年に至る諸家の家統授受・生死歳月その他について記し、これを記録奉行に呈することが命じられた（史料一）。安政三年九月十四日条の「系譜」提出はその目的が不明であるが、今度の目的は島津家支族の家譜（系図）作成であったと考えられる。藩記録所による「新編島津氏世録支流系図」（東京大学史料編纂所蔵。「支流系図」と記す）は、正徳頃までに島津氏正統から分出したとみなされ、庶流として格式の認められた諸家を集成したものであり、当初の「支流系図」には種子島氏を含む他姓のものは排除された（五味克夫、鹿兒島県史料『旧記雑録拾遺諸氏系譜一』解題、鹿兒島県、1980）。安政五年のこの時期には正徳年間以後の「支流系図」続編の編纂が企図されたものであろう。因みに宝永元年は島津吉貴襲封の年であり、吉貴の二男忠紀は、島津忠久二男忠綱に始まった越前島津家（重富家）を再興し、また三男忠郷は島津氏四代忠宗の二男忠氏に始まる和泉家の名跡を相続した（今和泉家）。おそらく藩記録所による宝永元年以降の系譜提出の命も、この一門家再興をふ

まえてのものであったろう。それはともかく、この時点で種子島家の系譜が「支流系図」の収載対象となったことは、後述するように種子島家の家格と関わり、興味深い。種子島家側では、当然それまでに編集・編纂された「家譜」や諸記録をもとに報告したのであろう。

一方、当時の記録奉行伊地知季安とその子季通による編纂の「旧記雑録」前・後編には「種子島氏文書」「種子島家蔵」「正文種子島家蔵」「正文在種子島家」「在種子島嫡家」などの原注が付されており、また「島津氏世録正統系図」から引用した文書には「正文在種子島三郎次郎久時」「正文在種子島藏人久時」とみえることから、上妻隆直によって「種子島譜」他系図・文書の整理がなされた十八代久時（榮時・三郎二郎・左近・藏人・山栖）代に藩記録所で採録された文書が「旧記雑録」にも収められたことがわかる。しかしそれ以降の種子島家の文書や家譜は、島津氏を中心とした編年史料である「旧記雑録」の性格からも、ほとんど採録されることはなかったと思われる。なお季安と種子島家の関係では、安政五年八月五日条に、順聖院公（島津斉彬）を玉龍精舎に葬る際、島主久尚はなお幼く、族人北條織部時昭が福昌寺に参詣した際の祭文を伊地知小十郎（季安）が撰んだことがみえる。季安は安政六年十月六日金剛定院（島津斉興）の祭文もまた製している（巻七十五、同年月日条）。藩の記録奉行であった伊地知季安には、他家同様、家譜の編纂や文書などの考証その他の依頼が種々なされたのであろう。^{（註10）}

(2) 幕末期の種子島記録所職員の活動から

巻七十六、安政七年（万延元年、一八六〇）二月四日条には、久尚祖母夫人（松寿院）が記録所に命じて、慈遠寺累代の墓域之図を作らせて

蔵したことがみえる(史料二)。この頃記録方掛には、同年七月二十六日に種子島三七時習が任命され、さらに十月十日には川内市兵衛・中田市蔵、十二月十日には平山寛蔵・遠藤健太郎が任命されている。この内、中田市蔵は卷七十七、文久元年(一八六一)八月二十九日条によれば、「小姓兼手習方」として麩邸に祇役、とみえる^(註1)。以後の記録方掛で活動が目立つのは、平山寛蔵と田上助市である。平山寛蔵武肅は、文久元年七月七日条には「用人」となり組頭を兼ねたことがみえるが、同年九月七日条で再び記録方掛に任命されている^(註2)。また卷七十八、文久二年三月三日条では、広間にて法章を講じている^(註3)。田上助市は、既に嘉永四年(一八五二)八月十八日には記録方掛となっており、卷六十九、嘉永六年十一月には孝子吉留傳平と彌五郎の碑文を記している(「家わけ八」四七一号)。安政五年五月九日条では、船奉行兼記録方に任命されている。卷七十九、文久三年二月二日条(史料三)によれば、鹿兒島邸に遣わされ「諸古簿中記すところの要領を別本に抄録」しており、その理由は藩から度々種子島家の旧規で「公事」に關係する事の報告を求められ、「簿書浩繁、繕閲に便ならず」、抄録するに至ったという。記録方として当時種子島家の文書に詳しくあったと思われる田上が特に命じられたのであろう。田上はこの直後の三月十四日条で、病氣を理由に解職を希望しながら許されず、多年記録を司つて精勵し、今回の抄録に功ありとして、米一石・染布一端を与えられている(なお田上は卷八十三、慶応三年六月十六日に用人兼組頭となっている)。諸古簿(藩主との儀礼や格式を示すもの、藩政にも関わる比較的重要な内容のものであろう)が鹿兒島邸に格護されていたことは再確認できるが、卷二十七以降の「家譜」そのものについては特に記されていない。

さて、卷八十一、元治二年(慶応元年、一八六五)の「家譜」には、巻頭に記録所掛平山武肅の覚書がある(史料四)。内容は、記録所の者達が書法の改定(島主自ら筆することくから「臣子の書法」を用いること)を種子島久尚に求めて許可を得たこと、編修の既に終了したものについてはしばらくこれを置いて、慶応元年以降は悉く改定したこと、その詳細は明治三年六月条にある、となっている。但し、書法の改定について記録所掛が許可を求めたのは「家譜」では卷八十五、明治二年五月条であり(史料六の記録方口上覚)、役所から許可されたのは朱書の追記から同年六月であることがわかる。書法の改定を明治二年六月として、それではその後の「家譜」の書法に大きな差異が生じたかといえば、実はそれ程明瞭な形では現れないようである。この点については後で少し述べる。ここでは、史料四の内容が事実であるならば、(改定の年次に疑問を残すもの)明治二年六月段階で慶応元年以前、即ち卷八十、元治元年(一八六四)までの「家譜」編集が一応終了していたと考えておく。

安政元年生まれの久尚(鶴袈裟・弾正・報七郎。「家譜」によれば報七郎へ改めたのが明治二年十一月、久尚と実名を称するのは、明治五年七月三日以降である。)を後見し家政に参与するのは、「祖母夫人」松寿院と「母夫人」寶慈院(久珍夫人信子)の「二小君」、そして族人北條織衛時有らであった(この他、藩命で家政に参与する者がいた^(註4))。特に松寿院は島津斉宣の女で久尚の父久珍の異母姉にも当たり、久道没後の名跡として重きをなし、種子島の塩田開発他産業育成や文教政策にも積極的に取り組んだ人物である^(註5)。

しかしその晩年(松寿院は慶応元年八月二十日死去)、松寿院の施策に全く批判がないではなかったようだ。慶応元年四月二十七日条には、用

人前田六郎右衛門宗成と共に平山寛蔵武肅がそれぞれ「触犯するところありて」私第での謹慎となつてゐるが、その理由を「家譜」は「二小君の命ずるところに出ずと云う」とだけ記し、記述に曖昧さがある。その五十日後、「政府」(役所)の赦免申請と「二小君の威怒もまた稍々はれ」ることによつて二名の謹慎が解けている(同日条)。また、同年閏五月条では、組頭高崎吉十郎能哲が責呵されている。その理由は、二小君が同年四月二日に十九代栖林公(種子島久基)を別廟に奉安するため場を慈遠寺に設け、東西の市人をして「演劇」^(註16)させ、久尚・二小君らがこれを観て神威を慰安する「遷座」を行つたことであつた。高崎能哲を含め、諸郷の諸生らが「淫楽」即ち演劇を先公の廟に用いるべからずとして、数ヶ条を呈してこれを諫め、特に能哲は激して諫めたのであろう、「其の職に背く」として処罰されたのである。先の前田宗成・平山武肅が二小君の不興を買つたのも、この件かまたはそれに類することではなかつたろうか。

慶応元年八月の松寿院の死去後、慶応二年から慶応四(明治元)年初めにかけては、記録所や「家譜」に直接関する記述は殆ど見いだせない^(註17)。但し、この時期は江戸幕府崩壊の直前であり、当然中央政局に関する情報が見えられ、薩摩藩当局との関係では田地丈量の実施^(註18)、戸口・禄田・村里・寺院、家中人躰・総人数などの詳細な報告、私領主の家臣で軍伍に充てるべき者の年齢毎の口数報告^(註19)、野町人口数の報告^(註20)がなされ、また大坂への商業活動の規制緩和や諸村の寺院を毀つ^(註21)、種子島家の家格に関する記事など興味深い内容がみられる^(註22)。

(3) 慶応四年から明治二年までの種子島家と「家譜」について

卷八十四、慶応四年閏四月、藩による冗官削減の命に従つて、種子島家室老らが合議し、新たに役人(家老)以下の人数を定めた(史料五)。「屋敷詰人数」に続き諸役の人数が記され、その中に「文書奉行四人 但講談役兼」とみえる。「屋敷詰人数」が鹿兒島邸を指すものであれば、(文書奉行を含む)後者が種子島役所での諸役と考えられる^(註23)。(同年閏四月二十五日条や五月十五日付役所達書などにも諸坐合併・兼務、役人以下の役料高・扶持米改正その他の改革案が打ち出されている。)

このような状況で、卷八十五、明治二年一月三日条では、平山寛蔵武肅が物奉行見習となり、文書方掛・学校所掛との兼任となつた。また同年二月十二日条には、家老平山新兵衛友直・前田六郎右衛門宗成が文書方掛兼任となり、また三月十八日条では遠藤健太郎・西村七左衛門が文書方掛となつてゐる。この時期に何らかの「家譜」編纂に関する動きがあつたのではないかと想像させる。(なお同年五月二十五日条によれば、前田六郎右衛門宗成(議蔵)は、種子島久尚の命により「師保職」を兼任し、卷八十六、明治四年四月二十六日条でも久尚の「師傅」とみえ、久尚の厚い信任を得ていたことがわかる。)先に示した、同年五月の記録方口上覚(史料六)が出されたのも、「家譜」編纂の方針を確立しようとした結果と考えられる。その内容について簡単にまとめると、書法の変化(島主直筆の形をとる書法から臣下の書法へ)、常例規式の省略(特別な件のみ記す)、典拠史料の変化(従来は「御坐御帳之表」より脩撰していただけであり、島主側の記録にならなかつたとして、以後は「近侍局」でも島主の言行など記録して記録所へ送る)、人名表記(後年の混乱を避けて実名まで記す)などである。面白いのは、「諫疏之儀者人之忠誠より出候事故、議論之工拙」不限、以来者御譜中にも録置申度奉存候」という

文言であり、先の松寿院晩年に前田宗成や平山武肅らが謹責されたことを想起させる条項である。

明治二年の版籍奉還によって、種子島家や種子島を巡る状況は大きく変化する。「家譜」にも版籍奉還の上表文や、二月の種子島久尚の領地奉還の願書が収められ、また八月には知政所から、従来の家格を廃し、「特別の会釈をもつて」世祿千五百石を下賜する旨や、世祿の規定が通達されている。^(註24)

一方、先の編纂方針によって「家譜」収録内容は、島民の日常や儀礼を殆ど記さないなどの変化は認められるものの、書法の変化が「家譜」に明確に反映されることはなかった。一つには、この時期の情勢の激変^(註25)、そして何よりも種子島家(久尚)と種子島家臣の関係の変化がある。

明治二年八月二十七日に、版籍奉還の処置・私領主の私領奉還によって種子島久尚は種子島を去り、同月二十九日に鹿児島に到着する。この状況下、「家譜」八月条(史料七)では、平山寛蔵・知覽幸左・渡邊昌蔵・前田讓蔵が「侍史」となり、明治二年九月以下の「公室世譜事」を記録せしめたこと、平山らがその書法はなお「舊慣」によることを請い、許可されたことがわかる。先述のとおり、このことから慶応元年以降明治二年八月までが一つの編集期間であったことが導けるだろう。なぜ平山らが「舊慣」、即ち従来の「家譜」の書法に戻したのか、その理由は記されていない。「家譜」巻八十五はこの書法の記事まで一旦切れ、袋綴じの次の紙から、明治二年九月以降十二月分までを収めているので、最終的な(冊子にまとめられた)編纂はさらに後年である。では「家譜」巻八十四(明治元年)・巻八十五(明治二年)の編集・編纂はいつ行われたのか。種子島家文書の一つ、明治元年の「家譜」草稿に、明治四年五月

十日以降の修正がなされた可能性があること(後述註34参照)や、明治二年八月「二十三日」の文書差出に「弾正」、同月「廿六日」の文書差出に(実名としては明治五年以後称すはずの)「久尚」と記すこと、同月条中に翌三年正月の記事と文書が収められていることなども参考になる。そして、種子島文書中、表題のない日記のうち、明治十年四月十八日条には次のようにみえる。

一 旧御役所日誌

但 明治二年己巳より同八年乙亥迄

合七年分

両掛之内 片荷へ入付候俣 「翌日其荷共差下候」^(註26)

右者、御家譜編入方ノ 今度時任丈左衛門帰島ニ付持下り相成候事、即ち、明治十年四月以降、明治二年から八年の日誌を用いて「家譜」編纂を進めたことと共に、この時期の「家譜」編纂が種子島で行われたこと、また巻八十四は明治十年四月以前に編集、或いは編纂されたこと、また巻八十五とそれに続く巻八十六は明治十年以降の編集であったことが推察される。

四 「家譜」巻八十六以降について

(1) 明治八年夏までの「家譜」編纂状況

「家譜」巻八十六は明治三年から同八年までが収められている。明治三年八月十日条(史料八)には、本家を継いで、弟に己の家を継がせんとした肥後峻平に対して、その許可と共に新たに系図を作成して与えている。系図の作成と付与は、藩政期にも度々行われたことだが、明治三年に系図作成を担当したのは「旧記録所」と記される。実態は不明だが、

旧記録所職員の手によったのだろう。種子島家文書の一つに「明治三年午七月改之 有物帳」という冊子がある。これは、「右者、此節御一新に付見分之上、御側江上り又者廢物相成候品^度数多有之、現物見届候上、致清書候也」と冊子末に羽生半左衛門が記しているように、掛軸・置物・机その他の物品を書き上げたもので、明治六年から八年頃までの移動・破損・紛失による削除も朱書されている。しかし、「家譜」などの文書類については記述されていない（これに対して、種子島家文書中「久珍公御持下御道具帳」には、御長棹十四番中の諸道具と共に「御文庫内書」がみえ、その一つに「黒塗御封箱 紫紐付二」がみえる）。表記上のことでは、明治八年八月十五日条で、鹿兒島邸で客死した旧臣の招魂墓が正建寺（鹿兒島武村にあつた法華宗寺院。現鹿兒島市下荒田）に建てられ合祀された際に、平山武肅が碑銘を撰したとあるが、その銘文の年月日は明治四年十二月である（なお、この招魂墓は同寺内に現存する）。巻八十六が明治八年までを収めるので、これらの記事は当然明治九年以後編纂されたものであるが、「家譜」が最終的に作成されるまでの過程を、残されている日記や中清書・草稿から考える必要も^(註26・27)あろう。なお、種子島家文書中の「明治五年四月人員戸籍取調帳留」によれば、「第三區式番小區」の鹿兒島邸には十九歳の家督報七郎久尚（明治五年四月六日に初墓参で下島し同年六月十九日鹿兒島に戻る）の他に、母・姉、時任丈左衛門・大山多嘉喜ら加勢人が四人、従者など召仕居者が六人、雇入召仕居者六人のいたことがわかるものの、記録所や「侍史」のような役職は見いだせない。また「中清書 御家譜 自明治五年至七（八を見せ消しにして七を記す―筆者註）年」には、明治七年（八月か）十二日条に、久尚母と夫人が鹿兒島を発つ、という記事に付箋で「種子島御着ノ時日鹿

兒島日記^{正見}見エス、后日御下島日記シラベノ事」とみえる（但し「家譜」巻八十六に種子島への到着日時は未記入）ので、「家譜」編集の基本に鹿兒島邸日記が使われたことが改めて確認できる。

さて、「家譜」明治八年八月二十七日条には、前田讓藏・平山寛藏・渡邊昌藏・植原孫之助、さらに知覽才兵衛・上妻悌助・子島蘇之助が、「家譜」を編纂してこれを献じ、褒賞を受けている（史料九）。前田以下四名が直接編纂に当たったのだろう。またこの時点で編纂された「家譜」の下限は巻八十四であろう。これに対して（随時行われた編集は別として）その編纂の上限はどこまで遡れるだろうか。参考になるのが種子島家文書の一つ「明治七年甲戌一月改 日誌 御役所」七月三十日条である。次に記す。

一 爰許御覚護御家譜何年鑑迄有之候哉、相調へしらせ候様御記録掛り平山寛藏・渡邊昌藏方より及問合、相しらべ候処、久珍公御代弘化三年丙午歳暮迄相見得居候付、其段返答申越候、

「記録掛」平山寛藏・渡邊昌藏からの問合せに応じて確認したところ、弘化三年（一八四六）までの「家譜」（正本）まで（鹿兒島邸に）あつたという。（種子島に弘化四年以降の「家譜」が既に存在した可能性もあり）断定はできないが、明治八年までに編纂された「家譜」の上限は、巻六十二、弘化四年と考えられよう。それから下るとしても、元治元年分までの編集が明治二年六月までに終了していたことから、巻八十一、元治二年（慶応元年）以降分の編纂は確実であろう。また、明治八年段階の「家譜」編纂もやはり種子島で行われていたことが推測できる。

(2) 西南戦争前後から種子島久尚の死去（明治十五年）まで

卷八十七、明治九年の箇所は、残念ながら記事・文書ともなく、その理由は明治十年の西南戦争の兵火によって「明治九年之日記」が烏有に帰したためという(史料十)。従って明治九年分の中清書も作られなかったのだろう(註26参照)。

明治十年の状況を「家譜」にみよう。二月八日夜には、種子島の私学校^(註27)四百三十九人が鹿兒島に到着、二月十五日に西郷軍は鹿兒島を出発した。種子島では旧臣らが三十人同盟を結成し、事態に対応して鹿兒島邸を交互に警衛する態勢をとった。四月二十九日条では、政府陸海軍の鹿兒島集結と戦闘開始直前の状況に対して、種子島時丸(久尚の子)らの疎開が行われ、五月三日には桜島に避難しようとしていた島津久光・忠義のもとに久尚の命で羽生伊平が遣わされたが、これに対して島津家令「東郷某」(重持)から、早急に鹿兒島庁下から避難するよう勧告され、久尚も桜島赤水村に移っている。以下、「家譜」からは、夫人や時丸の桜島への脱出、さらに種子島への避難など緊迫した状況が窺える。そして、六月二十四日条(史料十二)では、「祖宗之重器」を種子島になんとか搬送しようとしたが果たせず、事態急変の中、八間土蔵に蔵して味噌を塗り込めて防火対策としていたが、その甲斐なく本邸焼失と運命を共にしたという^(註28)。「家譜」明治九年の日記は勿論この際に焼失したのであるが、既に編纂の完了した「家譜」正本(巻八十四までか)はどうなっただろうか。一つにはこの時に焼失して、種子島の副本で復元した、という考え方だが、増村氏の論考①によって、正本と副本の題簽(の採り方)が異なる事などが指摘されており、成り立たないと思われる。そうであるならば、「家譜」正本は久尚又は旧臣と共に、桜島・種子島に移されたか、または別所に疎開していたことになる。(一方明治十年四月

十九日には、明治二年から八年分の役所日記が種子島へ送られており、従って明治八年分までの「家譜」草稿・中清書も編集が可能となったのである。)大正十五年十月末に、高麗町の種子島邸を調査した童齋氏によれば、「家譜」正本九十三冊の他に、古文書四百十通が一帳(手鑑)と十二巻の巻軸に収められていたとい(増村①)、これら種子島家の重要文書も「家譜」正本と共に保護されていたのだろう。因みに、故平山武章氏所蔵「丁丑私学校徒戦争日記 樋口兼則」には、戦闘激化直前に鹿兒島邸の宝物を「御野屋敷」へ運び、或いは八間土蔵に格護したこと、御野屋敷(「家譜」では「國領別墅」と記される)は加勢人の一人が守衛に当たったことが記録されている(奥村学氏のご教示による)。

結局本邸を失った久尚は、同年七月二十一日に岩村県令宛で寄留願を提出し、同月二十八日に鹿兒島を発ち、八月三日に種子島に到着している。同月二十八日条では、「昨年之戦舊臣屬私學校黨戦死者凡七十名、至是賻以金各若干」とみえるが、「昨年」の表記からは、記事の内容(日時)が正しいのであれば、巻八十七(明治九年から同十五年)の明治十年分は明治十一年に編集され、中清書でも修正されないうまま後に合冊されたのであろう。また翌明治十一年二月十五日条には、西南戦争で焼亡した種子島家所蔵の南蛮銃の代わりとして、西村織部正子孫の西村時彦が、同家所蔵の鉄炮を献じた記事がみえるが、「家譜」にはこのような鉄炮関係の記事が少なからず意識的に選択されているように感じる。

明治十二年九月には新たに購入した鹿兒島邸(上之馬場通藤井氏の宅地。上竜尾町四十九番戸)に母・夫人と子の時丸が移り、明治十三年四月には久尚も鹿兒島へ移った。翌年三月十日には二十七歳で五歳の時丸に相続し隠居した久尚は、明治十五年七月十三日に没す。以後、幼い時

丸を中心に、旧家臣らが家政を支えていたが、巻八十八、明治十七年九月十三日条・同年十一月一日条などからは、種子島家が出資していた春日組の事業失敗で家産が傾むいたこと、明治十八年十一月三十日条では、東京に遊学した時丸が麻疹で病死し、明治十九年一月二十九日条では後見人の横領が発覚したためこれを放逐するなど、種子島家にとって多事多難な時期であったことが窺える。この久尚没年の明治十五年までを「家譜」巻八十七は収め、遅くとも明治二十一年五月までには編纂されたのである。次項でみてみよう。

(3) 東京修史館と磯島津家の「家譜」借用

「家譜」明治十七年四月二十五日条（史料十二）には、「家譜」巻一から十四までが東京修史館編修長重野安繹の要請で同館に送られたことがみえる。これが翌年にかけて謄写されたのであろう。^(註30)この時に送られたのは「家譜」正本であるが、種子島久尚が種子島にいた時期、また上竜尾町の邸に移居した際に正本もまた移されたと考えられるもの、確認はない（副本は種子島に置かれたままであったろう）。

明治期に編纂された国事鞅掌史料の一つで東大史料編纂所所蔵の「薩藩例規雑集」巻十四には、甘諸に関係する史料が収められている。その中には、十九代久基（伊時）の時に琉球国王から甘諸が送られ、それを栽培普及させたという「家譜」巻十二、元禄十一年条と、二十一代久芳によつて宝暦十二年に作られた「甘諸傳」（『家わけ四』六一八号）が写され、さらに前田讓藏撰の明治十一年四月下瀬付「舊邑主種子島久基小傳（補缺）」（但し、「舊邑主種子島久基小傳」の文中には久基を祭る栖林神社が一時赤尾木神社と改号されていたが、明治十三年四月、久尚に上

申して管庁に請い再び栖林神社と号したとの記述があるので、実際は十三年四月のものか」と明治十八年「大瀬休左衛門墓表」が収められている。「薩藩例規雑集」に「家譜」の記事・文書や前田讓藏の撰文が写されたのは、後述する明治二十一年の「家譜」借用以後の可能性が高いが、あるいは島津家側の要請に対して、甘諸に関する史料の選定と補筆を前田讓藏が行ったことも考えられよう。

さて、時丸の弟守時は明治十九年二月十四日に家督相続届を提出、前田讓藏が家政に参与し、守時の教育にも当たっている（同年六月九日条）。この後、守時は種子島に移ることとなり、同年十月三十日に上竜尾町の邸は売却され、守時自身は翌日に種子島に到着した。十一月九日には、後見人・諮問委員・出納兼教育人などが選定されている。以後毎年前田讓藏や平山寛藏・高崎吉十郎らが米銭を献上し、種子島島民もまた種子島家を様々な形で援助していく。この時期も、加勢による日記類が書かれていた（明治十九年十一月二十二日から明治二十四年の日記は一部を除き現段階では未確認だが、明治二十五年の日記の記事からその存在は確認でき、「家譜」編集に利用されたことは明らかである。註26参照）が、「家譜」には編集・編纂に関わるような記事はみられない。

明治十九年十二月二十一日に、後見人の種子島保が上竜尾町戸長に提出した転籍届には、「右之者（種子島守時―筆者註）、熊毛郡西之表村三百五十貳番戸へ全戸寄留致候^二付、跡戸籍八鹿児嶋郡山下町二百八十三番戸鎌田雄輔方へ同居仕候間、此段及御届候也」とみえる。^(註31)さらに明治二十年一月三十一日の種子島への寄留届には、戸主守時について「上竜尾町四十九番戸土族當分熊毛郡西之表村三百五拾貳番戸寄留」と記されている。そして、明治二十二年十月八日には、北種子村長上妻謙三に

宛て、守時と伯母初の種子島への転住届が出され、ここで「鹿兒嶋鹿兒嶋市大字上竜尾町戸番無號士族」守時は、「北種子村大字西之表三百六拾六番戸」へ転住している。

この間、「家譜」はどこにあったか。明治二十一年五月二十六日条によれば、磯の島津邸が「家譜」六十九冊を借用している（史料十三）。これも正本であつたらう。この時に貸し出された「家譜」については、東大史料編纂所所蔵「御家譜編集一件帳全」^(註32)から、卷十九（二十一代久芳の安永四年から天明八年までを収載）から卷八十七であつたことがわかる。同史料からは、旧薩摩藩記録奉行の平田宗高が、明治二十一年四月八日に「御家譜」すなわち島津重豪までで中断していた（完成をみる前に西南戦争により焼失）「統編島津氏世祿正統系図」の編集掛を命じられた^(註33)と、それが具体的には齊宣（天明七年に家督を相続）・斉興・斉彬・忠義譜の編纂であつたこと^(註34)、そのために、種子島家の他に琉球国王であつた尚泰・島津忠亮（佐土原島津家）・島津久明（日置島津家）らの家令や家扶・加勢人宛ての文書拝借・調査、諸家への文書類の残存調査などがなされた^(註35)ことがわかる。関係する史料を掲げよう。

○(a)（本文書ハ「鹿兒島 磯島津家」ノ用紙ニ記入サル）

今般 齊宣公御以来御家譜編集記載用^ニ付、左ノ件々御取調、御差出給り度、此段及御依頼候也、

明治廿一年五月十一日

磯島津邸

執事方

種子島守時殿

一 齊宣公天明七年 御家督以来 御當代迄之間、 御直元服之節賜り

候 御加冠之御書附、御借用給り候歟、又ハ御模寫^{スキウツシ}給り候歟之事、

一 其御家格等之儀^ニ付、 仰出又ハ御達類写取之事、

一 但字形等大キク重立候御書類ハ、御模寫給り度事、

一 御名代等其他凡ソ 公室^ニ関スル御勤有之候節之次第年月日、又ハ

被 仰付候御書類等記述之事、

○(b)（本文書ハ「鹿兒島 磯島津家」ノ用紙ニ記入サル）

預り書

種子島家御家譜六拾九冊

但卷之十九ヨリ卷之八十七ニ至ル

箱入付

右^者 島津家御家譜編集参考用ト^シ正^ニ預置候也、

磯島津邸

御家譜編集掛

明治廿一年六月十二日

平田宗高

種子島保殿

○(c)

記

一 御家譜六拾九冊

但廿一代久芳公卷之十九ヨリ廿六代時丸公卷之八十七ニ至ル

右、磯島津公御邸御方ヨリ該御邸御記御取調^ニ付、御照会之趣謹^而承仕候、

依^而御家譜ヲ送附致候方、却^而該御邸御便利ナラント相考へ、今般最上岩

之助へ托シ差上候間、該御邸へ御出シ被下度、尤預り証書ハ御受取御遣

シ被下候様奉頼候也、

但御家譜八箱^ニ入付差上候、鍵ハ別封^ニシテ送呈仕候、

廿一年

前田讓藏

五月二十一日

高崎吉十郎

種子嶋保様

「此家譜六拾九冊明治二十六年六月十日新地旅宿前田讓藏方^ニ返濟ナリ」

(コノ補筆ハ本文ニツ書ノ行間ニアリ)

(a)は、明治二十一年五月十一日付の平田宗高から種子島家に対する関係文書の借用又は模写・報告依頼(下書又は扣)であり、これに対して種子島家側(前田讓藏・高崎吉十郎)は五月二十一日には「家譜」六十冊の送付を決めて鹿児島島の種子島保宛の書状を認めている(c)。「家譜」同月二十六日条はこのことを記したものである。そして平田から種子島保宛てに六月十二日付で預り書が渡され(b)、以後明治二十六年六月まで「家譜」は磯島津邸に貸し出されたのである(c)。また右の事から、「家譜」が(明治十九年の守時の種子島転居以降であろう)正副本共に明治二十一年五月二十一日段階では種子島にあったことを示していると考えられる。

また増村氏は、明治二十五年八月十五日に開設された編纂局の編集の下限は「家譜」副本の最後である明治二十四年、巻八十九までであり、上限の年代は明確にはできないとされたが、明治二十一年までに巻八十七が編纂されているので、明治二十五年の編纂局編纂の上限は巻八十八、明治十六年分以降となろう。

(4) その後の「家譜」について

巻八十九、明治二十三・二十四年の内容で目立つようになるのが種子島家の家格について―華族編入(明治三十四年、守時氏が男爵となる)―の請願関係である。明治二十三年五月の歎願書(史料十四・十五)には、宮内大臣土方久元に対し、守時並びに前田讓藏・平山寛藏・上妻宗周が、種子島氏の由緒を縷々陳述している。また、前田讓藏らによつて略譜一卷が作られ、歎願書に添えて提出されている。守時の歎願書には「別冊系図並家譜」とあるが、これは前田讓藏らの作った略譜であろう。明治二十四年一月二十一日条では、前田讓藏が東京に赴いて家格について請願活動を行ったことが記される(同年五月十日帰国)。ここでも先の歎願書とはほぼ同内容が「家譜」に収められている。華族編入については、明治十七年の華族令が出されて後の、種子島家以外の「八家(島津一門四家)」の状況なども比較できれば、と思う。また、先の歎願書でも繰り返して鉄炮伝来の功労などが強調されるのも、この時期の世相―日清戦争に至る外交や国内の国粹主義の高まりなどが背景にないとはいえないだろう。いずれにしても、この時期の「家譜」もまた、種子島家の家格と関わつて機能しているように捉えられるだろう。^(註36)

おわりに

以上、「家譜」巻二十七以降の編纂について、関係史料の紹介を行いつつ考察を試みた。繰り返すことになるが、いくつかまとめておく。

(1)文化八年の「家譜」巻二十六までの編纂で、第一次家譜(種子島譜)・第二次家譜(種子島正統系図)をうけた第三次家譜(種子島家譜)の編纂は一段落した。これにより、文化二年段階で共に旧譜として櫃に納められていた「種子島譜」と「種子島正統系図」が種子島の記録所に送ら

れ、鹿兒島邸には新たに「家譜」正本（巻二十六まで）が置かれた。

(2) 文化十四年十月と天保五年八月の二度、種子島から文書格納箱が鹿兒島邸に搬入され、「御文書」が格納されたことは、それぞれの時期に鹿兒島邸で文書整理の行われたことを示す。特に、天保六年正月には（前年（の）文書箱用の鍵が購入されたことから、格納された文書は厳重に管理されたことが想像できる。

(3) 島津重豪・斉彬などの人物表記から、巻二十七以降の「家譜」編集状況は不明ながら、最終的な編纂の上限は、巻二十七が天保四年、巻二十九から四十一は天保五年末から同六年初め以降と考える。

(4) 天保五年十一月、文政八年二月の異国船打払令への転換が指示され、文政八年五月の藩家老申渡書が「家譜」では朱で削除された。この一件から、あるいは天保五年十一月段階で「家譜」巻四十一（文政八年）の編集は済んでいたと考えられる。また文政八年の関係文書は既に種子島に移されており、鹿兒島邸では帳留のみであった。天保五年八月までの文書整理に関係するかどうかは不明だが、「御文書」のような重要文書以外の最終的な文書保管は種子島の記録所であった。しかし(3)の人物表記からの推定と併せてこの時期の編纂については問題が残る。あるいは巻二十七以降の編纂が天保十三年以後まで下る可能性もある。

(5) 安政三年九月、久道没（文政十二年五月十三日）後の「系譜」を藩へ提出せよ、という藩命一件は、久道名跡松寿院代から安政元年に死去した久道義嗣子久珍代までの、整理された「家譜」の類が鹿兒島邸にないこと、またはこの時期に記録所職員が鹿兒島邸には常駐していなかったことを示すと考える。

一方久珍代には、種子島家はその一代ながら四家格から一門格に扱わ

れるようになった。安政五年一月、支家譜編纂のために藩記録所から宝永元年以降の関係系譜を求められたことも、この久珍代の家格をうけてのことではなからうか。巻二十七から四十六（巻四十六は文政十三年で久道没の翌年だが、題簽には久道を記す）の久照・久道代の「家譜」編纂の上限は、(3)・(4)のとおり天保年間以後の編纂であろう。名跡松寿院代（巻四十七から五十七）と共にその編纂の下限は不明であるが、嘉永期頃までには終了したのではないかと推測している。久珍が種子島家に入った天保十三年を収める巻五十八には、久道弟妹・子女の系図が記されている。久道弟の時中は弘化二年（一八四五）二月死去しており、久道女子の一人の死去年はこれとは異筆で嘉永二年（一八四九）とある。従って久珍代（巻五十八から七十、安政元年）の編纂はこの弘化二年を遡ることはないだろう。種子島における文教政策や記録所職員の動きが顕著であったと思われる安政から文久年間に「家譜」の編纂が進められたと推測するものの、時期の確定はできない。そしてその編纂された久珍代の「家譜」も、弘化三年、巻六十二で一旦止められていた可能性がある（少なくとも、明治七年七月段階で「家譜」正本は弘化三年分までしかなかった）。

(6) 明治元年の冗官削減でも、種子島の記録方掛は従来の定員を減じてはいないようである（講談役を兼任する）。明治二年には改めて「家譜」編纂体制が整えられたと考えられ、旧記録方職員によって編纂方針の転換がはかられた。そこでは、島主の権威をより高める配慮と共に、種子島家に直接関わる事項が記載の中心となり、従来の役所の記録に基づいた行政的な側面や、年中行事その他庶民生活に関わる記事などの省略がなされ、従来の「家譜」の構成要素が大幅に削られている。但し、書法の

変化については、版籍奉還に伴う私領返還などによって、同年九月には旧来の書法に戻されたと考えられる。

(7) 弘化四年、巻六十三以降分の「家譜」編集も種子島において既に進んでいたことは、嘉永・安政期から文久年間までの記録所職員(田上助市・平山寛蔵(武肅)・前田宗成(讓蔵)ら)の活動から十分想定でき、明治二年六月段階で元治元年、巻八十までの編集が終了していたことで確認できる。

(8) 明治八年八月、「家譜」の編纂と種子島久尚への上呈が行われている。この時編纂された「家譜」の上限は、明治七年七月段階で鹿児島邸には弘化三年、巻六十二までの「家譜」正本があつたことが明らかであるので、弘化四年、巻六十三となる。またそうでなくとも、明治二年六月までに即ち元治元年分までの編集が終了していることから、巻八十一以降はほぼ確実であろう。またその下限については、明治十年四月までに明治元年分までの編集は進んでいたと推測できることから、明治元年、巻八十四としておく。これに対して、明治二年、巻八十五と明治三年から八年を収める巻八十六については明治十年四月以降の編集(編纂時期は現段階では不明)と推察する。

(9) 明治二十五年八月開局された編纂局の編纂下限は、「家譜」巻八十九と指摘されてきたものの、その上限は不明とされてきた。編纂資料が明治十六年から十九年の「日記」であつたこと(註2参照)から、巻八十八以降の可能性が高いと考えていたが、「御家譜編集一件帳」から、明治二十一年五月には既に巻八十七までが編纂されていたことが確認できた。従って、明治二十五年八月以降の編纂上限は明治十六年以降、即ち巻八十八である。

(10) 慶応三年以降の編集・編纂過程を示すのが、現存する慶応三年の日記(草稿)・明治元年の草稿、明治二年九月から十年(同九年は欠)までの中清書である。明治二年九月から明治四年、明治五年から明治七年、明治八年、明治十年と残つていことから、最終的な巻(冊子)にまとめられる前までの編集時期を推測できる。また、これら草稿などと「家譜」を比較すると、最終的な編纂でどのように記事などが整理変更されたかが判明し、編纂者の意図も窺えて興味深い^(註37)。

(11) 旧譜とされた「種子島譜」・「種子島正統系図」ほか現存する種子島家文書の状況や明治期の日記類から、巻二十七以降の編集・編纂については、幕末から明治期には種子島の記録所が中心であつたと考える。明治二年の版籍奉還後の「家譜」編集の基本は加勢人らによつて記録された日記であつたが、鹿児島邸に編纂局らしき職制や人員を確認できない。

(12) 「家譜」巻二十七以降は、本文に記したように巻二十六とはその性格・位置づけが異なつてくると考える。三木靖氏は「この継統事業は第三次の系譜、修史の事業方針の中で行われたのであつて「第四次」と命名される丈の意義は荷つていない。(中略)既に幕藩体制下の系図づくりが行きつくべきところまで行つたということを反映して、種子島家にあつても新規の系図づくりには必要とされなかつたというべきであろう」と述べ、また明治以降の「家譜」にも言及され「それらは、幕藩体制下における系図づくりとは異にする」と指摘された^(註38)。実際種子島家文書中の明治二十五年や同二十七年の日記には、種子島家の家格昇格と「家譜」の関係を考えさせるような記述がみられる^(註39)。

「家譜」を通覧して、基本的には巻二十六までのスタイルで、明治二年までは一年一巻、島主各代の記録がなされている。しかし巻二十七以

降は、それ以前に對してより種子島や鹿兒島の政府（役所）の記録や行事などが多く採録され、当時の種子島や藩政との關係が窺え、民衆の姿も垣間見える。「家譜」の持つ多様性はそこにあると考える。一方、明治二年以降は、当然種子島家そのものの、いわば私的な動きが中心となり、その意味では「家譜」の性格は大きく変わる。しかし、なお明治維新期の旧私領主・旧家臣の動向を知る上での格好の史料であり、その他の日記類と共に大変貴重なものといえよう。^(註40)

以上、多分に推測を含めての結論しか導けず、甚だ心許ない結果となつてしまつた。「家譜」巻二十七の編纂状況を確認する作業としては、焼失を免れた三巻（三十四・三十五・三十七）と巻四十一以降の、文書や記事の書跡（筆跡や返り点の打ち方の差異など）を比較検討する方法もあるが、今回その検討を十分行えなかつた。また特に明治以降の「家譜」編纂と種子島家文書の諸記録關係については、今後より丁寧な解説と検討が必要である、と考える。それでも今後の「家譜」の利用と関係史料の研究にながしかの参考になれば、本稿の目的は果たせたと考える。大方の御叱正をお願いする次第である。

【史料「種子島家譜」「家わけ九」収載予定分（巻数・年号・月日）】

一（巻七十四・安政五年・一月条）

○官系継公族家系、乃下命曰、自寶永元至今年諸家家統授受・生死歲月等・其他婚嫁・新疎、悉紀之呈于御記録奉行云、原書記于左、

寫覺

諸家中

此節御支族之家々家譜系續被仰付候付、其家ニ而、專可相計ヶ条左之

通、

一 寶永元年家督之者より當年出生之子とも迄不殘書記、初中後之假名・実名可書記事、

一 男女兄弟之次第、天倫之通書記、誕生之年号月日、母何某女、其父假名書記、且又死去年号月日法名可書記事、

一 何そ付、御目見被仰付候者は、奏者何某を以何品進上之訳相記、継目・家督・隠居被申付候年号月日可書記事、

（以下四ヶ条略ス）

右應ヶ條相計可申出候、其外右準家之規模^{二茂}可相成儀は書記、系圖帳面取仕立、無延引御記録所^江可差出事、

安政五年正月

御記録奉行

二（巻七十六・安政七年・二月四日条）

○二月四日、慈遠寺御坊累代墓石文字漫滅、不能辨某墓、則為某公之墓者數基、唯口碑傳某公某公之墓在於此耳、祖母夫人恐其逾久而逾失其眞、於是文字粗存與口碑所傳則採之、（中略）又命記録所作塋域之圖而藏焉、今撮其略以記于左、（以下略）

三（巻七十九・文久三年・二月二日条）

○二月二日、遺記録方掛田上助市于麿邸、抄録諸古簿中所記要領于別本、近來國家多事、官多所沿革因檢我家舊規關係公事者、以令聞之頻頻有之、而簿書浩繁、不便繙閱、故有此舉、

四（巻八十一・元治二（慶応元）年・巻表紙と正月元日の記事の間にあり）

初 公室置記録所、以使修世譜、而其書法如 公親所筆者、至是記録所相議、請用臣子之書法、公許之、然其如編修已畢者、則姑置之、

慶應元年乙丑以下盡從所改定云、事詳于後冊明治三年六月、

記錄所掛平山武肅謹誌

其所改定、此卷是為始、因粗記其由、使後世之觀者不惑焉、武肅又識

五(卷八十四・慶應四年・閏四月条)

○官命諸大臣減其冗官、於是我室老等相議、新定其員、原書記于左、

- 一 役人 壹人
- 一 物奉行 壹人
- 一 用人兼與頭 壹人 但側用人兼、
- 一 納戶奉行 壹人 但番頭并兵具奉行兼、
- 一 近習役 壹人 但祐筆兼、
- 一 普請奉行 壹人 但番頭兼、
- 一 留守居 壹人
- 一 納殿役人 壹人
- 一 馬役 壹人 但番頭兼、
- 一 小姓 壹人 外壹人減、
- 一 兒小姓 壹人 右引取、
- 一 祈念僧 壹人
- 一 役所書役 壹人
- 一 物奉行所書役 壹人
- 一 茶湯 壹人
- 一 普請方書役 壹人
- 一 藏役 貳人
- 一 納殿 壹人

番所詰 五人 外三人減、

柵門番 貳人

兵具方足輕 壹人 外壹人減、

中間 貳人

小者 三人

包丁人 壹人

役所足輕 五人 外壹人減、

料理役 壹人

代官所手傳 壹人

年寄 壹人

中臈 壹人

次女中 壹人 外壹人減、

人足貳拾五人

合男女上下七拾六人

外四十人減、

右、屋敷詰人數御座候、

一 役人 五人 外壹人減、

一 物奉行 六人 外五人減、

一 用人兼與頭 拾壹人 內九人軍役方勤、

但神社奉行、宗門・拔米方横目兼、貳人側

用人勤、

一 番頭 四人 外四人減、

一 納戶奉行 壹人

一 兵具奉行 三人 外六人減、

一 町奉行兼船奉行三人 外七人減、

一 近習役 六人 右祐筆兼、

一 普請奉行 三人

一 山奉行 三人 右合併、

但小路奉行・作事奉行兼、外六人減、

一 留守居 一人

一 高奉行 八人 但郡方・宗門方・支配方兼、外式人減、

一 文書奉行 四人 但講談役兼、

一 馬役 六人

一 小姓 八人 外式人減、

一 納殿 六人

一 横目 八人

一 浦役 一人

合人数九拾一人 外四十人減、

右者、此節役々減少等之儀被仰渡趣承知仕候^三付、精々取調仕、何

篇取細め定人数右之通相究申候、左候而、減少人数之儀者、訓練所

又者外^二詰所相定、出勤勝手次第申付申候、依而此段御届申上候、

以上、

閏四月

種子嶋役人

知覽才兵衛

六 (卷八十五・明治二年・六月条)

○記録所上書請革家譜書法、原書記于左、

口上覚

一 御家譜之儀、是迄者

御直筆之書法^二而御座候得共、適當局被召立置候^三付而者、名義^二悖り候儀故、以來者臣下之書法^二相改申度奉存候、

一 常例御規式向以來者相略、重立候儀而已相記申度奉存候、尤吉凶^三付賀儀祭典等平生と相變り候節者、其訳相記可申候、

一 是迄者御坐御帳之表より脩撰仕候而已^三而、御側之儀者御記録^二相成不申候故、

御先代様善言美行も纔口碑^二相傳申迄^三而確説無之、千載之遺憾^三奉存候、然者以來者

上様日々之御言行其他之事件^二至迄、近侍局^三而録し置、記録所^二相送定着仕候者、如何可有之哉^三奉存候、

一 諫疏之儀者人之忠誠より出候事故、議論之^二工拙^三不限、以來者御譜中^二も録置申度奉存候、

一 同氏同名等^二而後年紛敷儀共難計御坐候故、重立候勤之節者、士分之儀者皆々実名迄も録置申度奉存候、

右条々奉伺候、已上、

御記録方

『可為申出之通事、

巳六月

御役所

(コノ文書ハ朱書ニテ前文書ノ行間ニアリ)

七 (卷八十五・明治二年・八月条)

○是月、以舊臣平山寛藏・知覽幸左・渡邊昌藏・前田讓藏等為侍史、使

記録公室世譜事係明治二年九月以下者寛藏等請其書法猶仍舊慣、許焉、

八 (卷八十六、明治三年・八月十日条)

○八月十日、舊臣肥後峻平痛其宗惣右衛門盛隆家統断絶已久、請己自承

其統而使^(卷)第雄一襲己家、許之、仍命舊記錄所新作系圖一軸賜焉、

九(卷八十六・明治八年・八月二十七日条)

○廿七日、賜太織染地各壹端于前田讓藏・平山寬藏・渡邊昌藏・植原孫之助、以編家譜而獻之也、知覽才兵衛・上妻悌助・子島蘇之助亦與焉、因賜之物各有差、

十(卷八十七・明治九年条)

○明治九年之日記罹十年之兵火悉為烏有、事不可復考、故無所錄、

十一(卷八十七・明治十年・六月二十四日条)

○六月二十四日、廳下兵火大起、本邸亦以是日屬焦土、初事之將起也、會種子島之商船來泊焉、同盟皆請祖宗之重器送致之種子島以圖保存、不見許、及事急不能搬運去、悉藏之八間土藏、塗以味噌禦火、至是終為灰燼云、

十二(卷八十八・明治十七年・四月二十五日条)

○廿五日、送致家譜十四冊於東京修史館、從修史館編修長重野安釋請也、

十三(卷八十八・明治二十一年・五月二十一日条)

○廿一日、礮嶋津邸借我家譜六拾九冊、

十四(卷八十九・明治二十三年・五月条)

○五月、就宮内大臣土方久元、請我家格見列於華族、別紙私家格之儀二付、歎願書其筋へ御進達被成下度、此段奉願候也、

鹿兒嶋縣大隅國熊本郡北種子村
大字西之表三百六拾六番戸土族

種子嶋守時

明治廿三年五月

鹿兒嶋縣知事渡邊千秋殿

私儀、別冊系圖並家譜ノ通り其先實ニ平相國清盛ニ出候、清盛長子基盛、基盛ノ子行盛、行盛ノ子信基即ち封ヲ種子嶋ニ受ケタル者ニ有之候、抑信基ハ行盛戰歿ノ後、犢獨無依世ヲ送りシニ、北條時政ノ憐憫スル所トナリ、再ヒ皇恩ニ浴シ種子嶋外十一嶋ノ嶋主トナリシヨリ、私祖父久尚ニ至ル迄二十五世六百九十年聯綿相續キ、而シテ邑地返獻後ト雖モ、猶多額ノ金祿ヲ拜受シ優待ヲ辱ウスル所以ヲ遠ク往時ニ溯リ熟考仕候ニ、基盛ノ王事ニ勤メシヨリ行盛敢テ忠節ヲ忘レズ、壽永ノ役西海ニ沈淪スルモ猶正統ノ

天子安德帝ヲ奉シ、流離艱難闔族遂ニ身ヲ以テ國ニ殉フ、信基封ヲ南海寂寞ノ郷ニ受ケ、(中略)信基ノ受封以來諸嶋ノ始テ開化ニ赴キシハ論セスシテ瞭然ニ候、然ルトキハ其功德亦不小候、中世時堯眼ヲ鐵砲ノ要器タルニ着ケ皇國ノ為メニ之ヲ外人ヨリ購求シ、又其鑄造ノ法ヲ闔國ニ施布シタル如キ、今日ニ在テハ既ニ芻狗ニ属スト雖トモ當時ニ在テハ時堯力皇國ノ為メ深謀遠慮シタル、其我邦ニシテ此器ナカラシメハ、以テ外國ト武ヲ争フ可カラスノ一語ヲ以テ見ル如ク候、時堯大ニ財ヲ散シ、鐵砲ヲ作り家臣ヲシテ之ヲ習ハシム、其孫久時ノ時ニ至リ、朝鮮ノ役毎ニ鐵砲ヲ以テ勝ヲ取リシハ口碑傳ル所蓋妄ナラサルナリ、(中略)私儀ハ寡徳不才分寸ノ功勞モナク、而シテ重大ノ事件ヲ奉請願ハ、實ニ恐縮ニ堪ス候得共、是決シテ私ニ於テ恩榮ヲ食ルニハ非ズ、此ノ聖代ニ當リ、祖宗ノ美德ヲ顯揚スル能ハスンハ子孫ノ情義ニ於テ遺憾之二過クルナク、言ハサラント欲スルモ遂ニ言ハサルヲ得ス、因テ基盛以來ノ事跡、家記及口碑ノ傳ル所ヲ陳列シ上申仕候二付、特別ノ御詮議ヲ以テ、私家等ヲ華族ノ末ニ列セラレ、祖宗ヲ顯揚候様被成下度、此段奉歎願候也、

鹿兒嶋縣熊毛郡西之表三百六拾

六番戸土族

種子嶋守時

明治廿三年四月三十日

宮内大臣土方久元殿

十五(卷八十九・明治二十三年・五月条)

○舊臣前田讓藏等亦陳情哀願、其書曰、

別紙舊領主種子嶋守時族籍升登歎願仕度候、其筋へ御進達被成下度、此段奉願候也、

鹿兒嶋縣大隅國熊毛郡人民惣代同

縣同國同郡北種子村大字西之表三

百四拾五番戸土族

前田讓藏

右同惣代同縣同國同郡同村同字

二百九拾八番戸土族

平山寛藏

右同惣代同縣同國同郡同村同字

四百五拾壹番戸土族

上妻宗周

明治廿三年五月

鹿兒嶋縣知事渡邊千秋殿

(コト前田讓藏等ノ歎願書アルモ省略ス)

明治廿三年四月三十日

姓名同前略之、

宮内大臣土方久元殿

此書未上、前舊臣前田讓藏等以為我家實為七百餘年之名族、方今世故變遷之際、宜為皇室之干城以顯揚家聲也、私告情於渡邊鹿兒嶋縣知事、知事深多讓藏等不忘舊恩、許使素志上通、於是讓藏等據我家舊記作略譜一卷、歷叙我家世系及祖宗之勲跡、以副本書以上奏、略譜在別卷、今不録、

【本文註】

(1) 種子島に関する論考は多岐にわたるが、その中で「種子島家譜」の成立に關するものとしては、管見のところ、左記の論考がある。なお、本文中における註1の引用文献については、著者名と記号で示した。

① 増村 宏「種子島家譜について」(鹿兒嶋大学文理学部研究紀要『文科報告』第三号、1954)

② 竹内実次「種子島の家譜を中心として」(鹿兒嶋県文化財調査報告書』第4輯、鹿兒嶋県教育委員会、1957)

③ 増村 宏「種子島家譜の解説」(鮫島宗美編『種子島家譜』(鮫島本)、熊毛文学会、1962)

④ 笹川満亮「種子島家譜普及版刊行後記」(鮫島宗美編『種子島家譜』(鮫島本)、熊毛文学会、1962)

⑤ 三木 靖「系図の成立と性格―種子島氏を中心として―」(『鹿兒嶋短期大学研究紀要』第六号、1970)

⑥ 三木 靖「種子島家文書手鑑と模写本」(『月刊歴史』17、1970)

⑦ 五味克夫「種子島文書(一)」(『鹿兒嶋県文化財調査報告書』第21集、鹿兒嶋県教育委員会、1974)

⑧ 五味克夫「種子島文書(二)」(『鹿兒嶋県文化財調査報告書』第22集、鹿兒嶋県教育委員会、1975)

⑨ 徳永和喜「『種子島家譜』編纂の経緯」(『種子島研究』第21号、種子島高等学校郷土研究部、1984)

⑩ 五味克夫「鹿兒嶋県史料『旧記雜録拾遺家わけ四』解題(鹿兒嶋県、1994)

⑪ 五味克夫「『御文書有物套』と『種子島正統系図』・『種子島男爵家文書』

『旧記雑録月報』15、鹿兒島県、1994)

②五味克夫「種子島家譜」と「再撰方申出覚帳」など(『旧記雑録月報』21、鹿兒島県、2000)

(2) 開局に際して前田謙蔵が種子島邸から出席、局員は平山寛蔵・渡邊昌蔵・中田時宜であり、編纂資料として明治十六年から十九年十一月二十日まで「日記」があつたという。この前田・平山・渡邊らは、後述するようにそれまでも種子島家の記録所に深く関わってきた人物であり、また前田謙蔵は種子島家の後見人として重要な役割を果たした。

(3) 増村氏が論考①でふれた日記・記録・中清書の多くは、種子島家文書として現在種子島開発総合センターに寄託されている。註26で詳述する。

(4) 本稿での島津重豪・斉興・斉彬・久光の官途・呼称については、『島津家正統系図』(島津家資料刊行会、1985)による。

(5) それぞれ関係文書の文書番号を『家わけ八』のそれで示しておく。
文政七年閏八月「町田久視申渡書」(一〇六号)

文政八年二月「幕府達書」・「幕府異国船打払令」(一一八号の1・2)

文政八年五月「新納久邦外二名連署申渡書」(一一八号の3)

天保五年十一月「某申渡書」(一一八号の4)

文政八年五月「種子島久道伺書」(一一九号の1)

文政八年五月「町田久視申渡」(一一九号の2)

天保五年十一月十七日「渡辺直・前田宗篤連署請書」(二七五号)

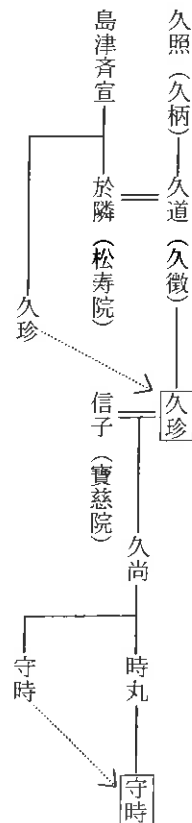
天保五年十一月廿三日「鹿兒島役所覚」(二七六号)

(6) 種子島家は、朱線によって抹消したとはいえ、結果としてこの件に関係する文書や記事を「家譜」に残したことになる。抹消された文政八年五月「新納久邦外二名連署申渡書」の行間に記された天保五年十一月「某申渡書」には、「尤委曲之儀者、勘右衛門・十九郎承知之、留之通可相心得候、但新役者古役正可受口傳事」とあり、天保五年の藩の文書回収・抹消に関わった家老名代(物奉行)渡辺勘右衛門直・組頭で用人であった前田十九郎宗篤が詳細を知っており、「留之通可相心得候」「新役者古役正可受口傳事」とわざわざ記している。

(7) ここに二十二代久照(久柄)・二十三代久道(輔時・久徴)以降の系図を記す。なお、二十四代久珍は、文政五年二月四日島津齊宣の男子として生まれ、天保十三年(一八四二)六月に種子島家への入奥を命じられ(『家わけ八』三

五二号)、同年十二月に嗣子として種子島家系を継ぐ旨の公命や入奥次第が藩家老から伝えられた(『家わけ八』三六〇から三六四号)。その十二月八日、久珍は鹿兒島の種子島邸に入っている。この久珍の代に一代限りながら種子島家がいわゆる公家(島津一門)の一員に含まれるようになった、と宮下満郎氏是指摘された(『家わけ八』解題、鹿兒島県、2000)。

(系図)(人名は養嗣子)



(8) 先に述べた安政三年の「系譜」上呈記事の他には、「家譜」巻七十三、安政四年十月十九日条で、種子島家初代から三代とされる信基・信式・信真の法名が史官によって撰ばれていることがあげられる。また記録所についてはこの時期の「家譜」に多くを見いだせないが、安政四年四月十三日に、用人美座三十郎時資と平山寛蔵武肅が学校所掛となつていること、同十五日には内城に学校が創建され、講談役が生徒に教授したこと、その講談役には同月一日に、田上助市・岩河作左衛門・吉良太郎・牧平七・遠藤健太郎・羽生彦八郎が任命されていること、同年五月二十六日には用人平山佐次右衛門友直が学校所掛となり、六月二十八日・九月二十日には鮫島新蔵、子島猪右衛門・平山藤助が講談役に任命されている(宮下氏前掲解題参照)ように、学校所関係の記事が増え、この時期に種子島での文教政策が顕著となつたのではないかと推測できる。また、記録方が講談役を兼務する場合が多く、学校所との関係も深いことが窺える(美座十郎や平山寛蔵がその一例となる)。

記録所や学校との関係からも、この時期の「家譜」編集は、種子島の方が中心だつたのではないかと考える。またこの時期の文教政策の推進は薩摩藩全体の政策や社会状況もふまえて考える必要がある。そしてこのような動きの中で「家譜」の編集や編纂事業も積極的に取り組まれた可能性があろう。

なお、『南島偉功傳』(西村時彦著、熊毛郡教育会再版、1985)には「文化文政より天保弘化の比を文學の精華と為すべし」として、久照・久道(久徴)代

の学問文芸の隆盛を示し、またこの時期に続く学者として、前田豊山（宗成・讓藏）や田上義福の子青山（助市）、平山武肅、遠藤健太郎、吉良太郎や西城之介時樹らの学校所掛や記録方掛に関わる人名が列挙されている。

(9) 文化十四年十月と天保五年八月の二度、種子島から文書格納箱が鹿兒島邸に搬入されたことなどから、「家譜」の該当個所に関連記事はないものの、天保五年から六年頃に鹿兒島邸での文書整理が一段落したと考える。文化十四年についてははっきりしないが、五味氏が指摘されたように、「御文書有物套」の文書目録にあるような手鑑（一帳）・巻軸文書類が収められたのだろう。また憶測すれば、文化十二年二月一日の種子島久照死去後の文書整理が一段落したものであるうか。そうであれば、天保五年頃の整理も、文政十二年久道死去後をうけたものと考えられることもできようか。

(10) 卷七十、嘉永七年閏七月二日条には、この年誕生したばかりの鶴袈裟が、藩主から「久」の偏諱を与えられ、鹿兒島役所の依頼によって伊地知季安が「久尚」の諱を撰んでいる（『家わけ四』四八六号）。諱の選定は学識者・記録所関係者などが依頼されることがままあった。種子島二十二代久柄（庸時）も、明和六年（一七六九）十月、藩記録奉行の息長清純より「庸時」の諱を選考してもらっている（『家わけ四』六七一号）。また、大目附（後に家老）二階堂行充は、寛政四年（一七九二）に藩校造士館教授として著名な山本正誼に請い「行智」の諱を撰んでもらっている（二階堂氏系図）二月十九日条。鹿兒島県史料『旧記録拾遺伊地知季安著作史料集三』諸家系図所収）。

(11) 因みに、川内（河内）市兵衛は卷七十八、文久二年一月十一日の始では射手一番手にみえ、卷七十九、文久三年四月二十四日条では兵具奉行となっている。また遠藤健太郎は、安政六年五月七日に山奉行、同年十月十五日には納殿役人、同七年二月十七日には、松寿院が中心となつてすすめた波戸築方検者となつている。そして文久二年閏八月一日には普請奉行となり、翌文久三年十二月二十八日には高奉行となつた。

(12) 平山寛藏が用人・組頭と記録方掛との兼任であつたことは、同年十二月二日条・文久二年一月六日条から確認できる。

(13) 法章または法令書と「家譜」に出てくるのは、「御条目」三十二ヶ条のことで、増村氏は家譜編纂に関連して考えられるべき重要な事柄と指摘された（増村①）。元禄十二年（一六九九）八月十二日に前代までの法章を十八代種子島久時が改め、上巳・重陽に令達せしめるよう定めている（『家わけ四』一九〇号）。

(14) 卷八十、元治元年十一月には伊地知壯之丞外二名が藩によって種子島家参与を命じられている。右に示す。

伊地知壯之丞
折田平八
橋口彦次

右者、今度御一門方四家一所持之面々被仰渡趣有之候處、種子島鶴袈裟幼少之事情間、掛被仰付候に付、御趣意基キ家政向承届、領内仕置之利害相察、此涯軍備治定いたし候様、可取計旨被仰出候条、可申渡候、

十一月 丹波

(15) 文久二年九月三日条では、松寿院が学校所の書生らに筆墨を与えており、同月十五日条では「大日本史」百巻を購入して学校に与えている。

(16) 栖林（久基、法号究竟院殿日等大居士）の号をもつて本源寺射場跡地に建立した別廟を「栖林大権現」と号した経緯については、「家譜」卷七十九、文久三年二月十五日条にみえる。また卷八十五、明治二年十二月二十一日条によれば、廃仏の命が下つたため、祖先の靈をこの別廟に合祀して赤尾木神社と改称したことがみえる（卷八十七、明治十二年五月の「神社明細書」にもこの経緯が記されている）。

さて、演劇（俳優・歌舞伎）について卷二十七以降の「家譜」で主なものをみると、例えば卷二十七、文化八年十一月十八日条では、上西之表若輩等が制止を守らず俳優をなして、村吏も含めて処罰されている。卷五十四、天保九年十二月八日条では国上村湊の塩戸がやはり秘かに俳優を為して処罰され、卷五十七、天保十二年十二月十三日条でも法を犯して俳優を為したため現和村田之脇浦の吉次ほか十名が処罰され、村役人も叱となつている。

このように島民の私的興業は禁止・処罰の対象であるかのようなのだが、一方で卷三十七、文政四年十二月十七日・十八日には、襲封後初めて下島した久徴（久道）と於隣夫妻・久徴母堂らは、城内で西町（西街、東町と共に西之表村麓の西側に位置する野町）の俳優を観、同月十九日には上西之表・中西之表・下西之表の野楽を本源寺で観ている。卷三十八、文政五年一月二十五日から二十八日にかけても、城内で東町の歌舞伎が行われている。この年、「前太守公」（斉宣）の勸告（八月晦日条）もあつて在島した久徴夫妻らは、翌文政六年十二月四・五日には西街市人の歌舞伎を城内に為し、七・八日には東街市人をして、同十日にも西街市人によって歌舞伎を為さしめている（久徴母堂の病苦を慰め

るためであった。この年は於隣の女兒出産（同年九月二十二日条）などもあり、翌文政七年も在島した久徹夫妻は、同年十二月十二日から十八日にかけて再び母堂のため「東街・西街之徒」に広間の庭で俳優を為さしている。なお久道（文政八年正月に改名）は結局文政八年三月十四日になって種子島を発ち、同月二十九日に鹿児島に着いた。このような観劇の嗜好は久道と共に於隣も有したものかもしれない。

尤も、この他にも巻十五、宝暦元年（一七五一）二月、久馮（久芳・久道祖父）の初下島の際、やはり東・西町歌舞伎を城内に観た例や、巻十九、天明八年（一七八八）十二月に、同年九月襲封後初下島の久柄（久照・久道父）が歌舞伎を城内にやはり観ており、少なくとも三代にわたって襲封後最初の下島に際して歌舞伎が城内で行われたことが確認できる。いづれにせよ、民衆の俳優の類はその興行に制約が強く、為政者側で行われる歌舞伎・野菜と対照的である。

(17) 学校所掛や記録所に関すると思われる件では、巻八十三、慶応三年六月八日条に「文職者を召して広間に書を講ず。因りて学校所掛西村城之助時樹及び吉良太郎に朝服各一領を賜る」という記事と、巻八十四、慶応四年（明治元年）一月条に、岩河九郎右衛門が普請奉行兼文書方となった記事がみえる。

(18) 元治元年十一月二十一日に藩の丈量使一行が到着し、慶応元年四月中に終了している。

(19) 慶応元年九月条と種子島郡見廻の届書、同年十一月条と郡見廻美座平兵衛外二名連署の届書、慶応三年八月二十五日の知覧行修覧。

(20) 慶応二年六月条。野町人で十五以上六十以下は計二十九人と報告された。

(21) 諸村寺院・坊の廃毀は慶応二年十二月条にあり、凡そ二十四箇所に及ぶ。その理由は「家譜」にはみえない。『鹿児島県史』第三巻（1941、第二次復刊1974）には、慶応元年には寺院処分の取調が命じられたことや、翌慶応二年から三年の蒲生郷で既に廃寺の気運が高まっている状況が記されている。

(22) 註7及び別記「近世種子島家の家格について」を参照されたい。

(23) 安政三年段階で、種子島側に（文政十二年五月十四日以来の系譜作成に關する）史料があつたこと、「家譜」の材料となる人事記録や諸事件・諸文書類を記した公用帳・日記などの多くは当然種子島側にあつたことを考えると、少なくともこの幕末維新期（具体的には明治二年までか）の「家譜」編集は、鹿児島役所の記録や島主の近習役などの記録類を加えて、種子島の記録所ですすめられた、と考えられる。

(24) 鹿児島県史料『忠義公史料六』の三九八ノ二号・『旧記雑録追録八』九〇五号・九〇六号。なお、『忠義公史料六』の同文書では世禄千五百石を下賜する家として、島津珍彦（重富家・島津兵庫（久寶・加治木家・島津讚岐（貴敦・垂水家）・島津安藝（忠敬・今和泉家）・島津左衛門（久徹・日置家）・島津信濃（久敬・花岡家）・島津圖書（久治・宮之城家）・島津元丸（久寛・都城家）と種子島弾正（久尚）の九家を列挙する。また「家譜」では、この世禄下賜の記事として「諸呂主及諸大身等」の廃止と共に、「而優待吾種子島氏及重富・今泉・都之城・日置等九家、賜之世禄千五百石」と記す。「九家」の表現に注意したい。「家譜」にはこの後にも「九家」に関する表現がでてくる。すなわち同年八月の知政所の通達をうけて、八月二十四日に出された会計局達書の中には、「島津珍彦外八人^{註者}、前文通千五百石ツ、所務米可被相渡管候」とみえ、さらにこれら版籍奉還に関する慶邸家老（知覧行修か）の状況報告（久尚は当時在島。牧亀之助・古市熊太郎が八月十九日に来島。伝達）には次のようにみえる。（傍線筆者）

「私領揚り一件風説^{註者}、此内色々御互心配仕、如何成事^{註者}風聞通^{註者}而有之間敷と被相考居申候処、昨日九家御連名之御用有之、北條直記様御事御湯治行之御留主^{註者}、種子島宗之丞様御登城之上、島津右近様御頼入傳事方^{註者}御出之處、別紙御証文之通御承知相成、尚又其後別紙御通達写之通被仰渡趣、何共絶言語候次第、誠^{註者}残念共何共難^{註者}敷儀筆紙^{註者}難^{註者}尽、只今者夢中之心地^{註者}罷^{註者}在申候（以下略）

九家という表現が果たして種子島家以外の史料で見られるものなのか（ある程度一般に認められた表現なのか）は不明だが、少なくとも維新期には他の島津家支族八家と同列に扱われている（または位置づけられている）こともまた事実のようである。例えば、本文でも紹介した種子島家文書中明治十年（一月から五月二日まで記述）の日記には、二月十二日付の「磯御邸より御順達之写」が収められている。内容は、従来の年始の進上物を以後は不要として、その旨を各方へ回達したものであるが、その宛所には「旧九家加勢」と記されている。

なお、先の報告と上国すべき旨を受けた久尚は、八月二十七日に島を出発、同二十九日に鹿児島に到着した。

(25) 「家譜」に収載されたこの時期の藩の通達など（註24の『忠義公史料六』や『追録八』収載史料と比較して）は、誤脱が目立つように思える。理由は判然としないが、かなり慌ただしく書写されて種子島へ送られたとの推測もでき

るのではないだろうか。

(26) 現在種子島開発総合センターに寄託されている種子島家文書の中で、幕末から明治期の「家譜」編纂に関係すると考えられる役所や加勢(明治三年以後の種子島家家政関係の職名。『旧記雑録追録八』九〇六号の1には、私領主らが旧家臣を召し使うことを禁じながら、「一家治定迄之間所不差支者は、一往加勢願出候ハ、其通可被仰付候」として加勢を認めている。)の日記や公用帳、中清書や「家譜」草稿などで残存しているものは、概略次の如くである(儀礼や葬送関係などの記録類は含めていない)。それぞれの関係や、「家譜」との関係を確認することが必要であろう。

【家譜草稿】

慶応三年正月元日 日記

この中身は返り点・送り仮名がないものの、事上の〇印は朱、罫線・朱引もあって、「家譜」草稿といつてよい。

明治元年種子島家譜廿五代久尚 八十四(草稿)

「家譜」草稿と題箋がある現存する唯一のもの。「家譜」と比べて表紙の色は、他の中清書や日記等と同じようにややくすんだ藍色。「家譜」と体裁は殆ど同じだが、送り仮名のみなし。修正が朱筆で入る。

【家譜中清書】

明治二年九月〜明治四年 返り点や送り仮名なし、記事上の〇印は墨書、罫線は入らず朱引もなし。

明治五年〜明治七年 記事上の〇印なし、返り点・送り仮名・罫線・朱引なし。

明治八年 返り点や送り仮名なし、記事上の〇印は墨書、罫線は入らず朱引もなし。

(*明治九年はなし)

明治十年 表紙の体裁がこれのみ朱書で異なる。返り点や送り仮名なし、記事上の〇印は墨書、罫線は入らず朱引もなし。

【日記・公用帳】

明治四年辛未正月改 日記

明治五年五月四日〜十一月(表紙に題名なし)

明治六年一月〜十二月(表紙に題名なし)

(*内容は県庁・納税課・庶務課・戸長などの通達が主のようである。)

明治七年一月 日記(御役所)

明治十年一月〜五月二日(表紙に題名なし)

明治十一年三月十五日ヨリ 公用帳(旧種子)

(*県庁布達写で、明治十一年一月の通達なども含む。)

明治十二年一月一日〜十三年 日記

(*実際は明治十六年一月十八日まで記す。但し明治十三年六月頃以降はかなり簡略。)

明治十二年一月 日記(種信齋)

明治十六年一月〜十二月 日記(加勢方)

明治十七年一月〜十二月 日記

明治十八年一月〜十二月 日記(加勢方)

明治十九年一月〜十一月二十一日 日記(加勢方)

明治二十五年 日記(種子島氏 加勢)

明治二十七年一月〜十月 日記(種子島氏 加勢)

明治三十三年四月廿七日 守時殿御上京扈從日記(前田讓蔵)

明治四十二年一月 日記(種子島邸)

右の明治二十五年の日記によれば、八月十五日に着手となった「御記録方」は、渡邊昌蔵方で行われることになり、編集のための雇人員は平山寛蔵・中田時宜・渡邊昌蔵、八月十七日には「明治十九年十一月廿二日、廿四年十二月迄(止分)」の日記や、明治十九年十月三十一日から廿四年十二月までの帳簿類が、「御家譜編集方へ本日差廻シ相成候」とみえる。現存する日記に明治十九年一月から十一月二十一日のものがあることと符合する。

この他、「明治二年巳八月より午七月まで 本種子島報七郎持高御蔵入所務米本払帳 取払 加勢(午(明治三年)七月十四日 種子島報七郎元持高名寄帳取調帳留」「明治五年壬申四月人員戸籍取調帳留」

「明治十五年久尚様御忌中日記」などの諸記録がある。またこの他、本稿成稿後に新たに種子島開発総合センターに寄託された、主に種子島守時代の多くの諸記録があり、今後の整理・確認が待たれると共に楽しみでもある。

(27) その意味で、右の中清書が明治二年九月からはじまっている点は注意してよい。中清書と「家譜」を比較すると、記事の後に入るべき文書などが挿入されていない段階のもの（例えば本文で紹介した「家譜」巻八十六、明治八年八月十五日条に続いて明治四年十二月付の平山武肅撰の碑銘が挿入されているが、この年の中清書では空白である）もあるが、概ね朱引・罫線や返り点などが無いだけで、記事・文書などの字句の訂正以外はほぼ同じ状態である。そうであるならば、最終的な冊子（巻）にするまでの編集段階をそれぞれ示している可能性がある。また、従来明治十一年以後の中清書は不明であったが、註26でふれた種子島開発総合センターへの寄託史料には（十分な整理以前の段階として早急な説明は誠めなければならないが）明治十一年から十四年、十六年から十九年、廿年から廿二年、廿三・四年の中清書または校訂用の原稿・加勢日誌などがみられるようである。少なくとも、幕末から明治期の「家譜」編纂の流れは、関係文書・記録から中清書、草稿を作成して成稿したと考えてよい。

(28) 種子島の私学校関係者の記録として鹿児島県史料『西南戦争三』（鹿児島県、1980）収録の「丁丑弾雨日記」・「戦塵録」・「丁丑野乗」がある。

(29) この西南戦争に際して、多くの古文書類が失われたと考えられる。「島津家文書」が家令東郷重持の尽力でその危機を逃れた状況は、つとに知られている。五味克夫「薩藩史料伝存の事情と事例」（『鹿大史学』27号、1979）・山本博文「島津家文書（黒漆塗箱分）解題」（『島津家文書目録』、東京大学史料編纂所、1997）参照。なお『西南戦争三』に収載された「磯島津家日記」は、西南戦争中の磯島津家の日記で、この「島津家文書搬出の状況をよく伝える。東郷らが文書搬送に動いたのは、種子島久尚が旧臣を桜島に遣わした五月三日であった。

(30) 種子島家文書中の明治十七年の日記四月二十五日条には、この件についての種子島家側の対応が記されている。

「東京修史館重野安釋子」書面相達、披見之處、参考之廉有之候間、種子島家系譜、古文書類悉皆送致呉候様、尤運送費ノ儀八本館、仕拂相成積報知

付、昨日種宗君・種子島席之助・羽生慎翁出會及會議候処、御家譜巻十四卷迄差送候方可然及決議、今般森友諒上京付、右托差送積候事、御家譜拾四冊

但老拾四迄

右、不日森友諒上京使、可送旨重野氏方書面差出置候事、

(31) 種子島家文書中の明治十九年の日記には、この転籍届が記されている。但し、「番戸鎌田雄輔方へ」は見せ消にされ、右横に「鷹師馬場町四十一番戸種子島保借家へ」と記されている。八月二十八日条によれば、鎌田雄輔は守時下島に当初不賛同であったようで、九月二日によく同意したことがこの日記に記されている。あるいはこのことと関係しようか。詳細については、現在のところは不明である。

(32) 島津家編輯所図書の入年月日は記されていないが、番号2962と印文にある。中表紙には「明治廿一年八月八日ヨリ 御家譜編集事件雜記 掛平田宗高」とある。内容は、文書の多くが島津忠義家扶または磯島津家執事方の差出であり、文字の加除訂正がそのまま記されている。島津家系譜編集掛の平田宗高が編纂活動に当たって、磯島津家の家扶または執事方を通して各文書所蔵者に借用などを依頼した際の下書きや控えであろう。また、編纂に必要な紙・筆・墨などの数量を記した文書も含まれるが、その一つの明治二十四年二月七日付磯執事方宛「一ヶ年中用紙概算」に、「伊地知方舊記編集用」「右同方地誌備考編集用」とみえ、同時期に伊地知季通が「旧記雜録」と「地誌備考」の編集業務（いずれも増補訂正・補筆・浄書か）に当たっていたことが窺えて興味深い。なお「地誌備考」については尾口義男・中野尚子「伊地知季通編「地誌備考」の対照表について」（『黎明館調査研究報告』第12集、1999）参照。

(33) 明治二十一年四月八日の平田宛磯島津家令の任命書と記事を掲げる。

御家譜編集掛

月給拾五円

平田宗高

右通、御雇被成候事、

明治廿一年 月 磯島津邸 家令 □（磯島津家執事之印章）記入

右二付、御家令より編集方之儀下町海岸養殺社被建置、市来四郎致出席候得

共、御家譜編集ニ付テハ、御文書類御蔵より出し入レモ有之候ニ付、御邸内
編輯方分席被召建、於同所取調被仰付候旨致承知候事、

とみえ、以下四月十日条には磯の島津邸内で調査に着手したことが記される。

なお五味克夫「島津家本旧記雜録編纂の経過」(「旧記雜録月報」2、鹿児島
県、1980) 参照。

(34) 明治二十一年四月十一日付の平田宗高伺書と記事を掲げる。

御家譜編集之儀ニ付伺

御家御代々様御譜之儀、早速取調仕候處、

重豪公迄ハ全篇御編述相濟居候間、今般 御系續ニ付テハ先以

齊宣公御譜ヨリ起筆シ、右 御以來様御順々編纂可仕哉、尤 御先代様方御

譜御牀裁ニ基キ、都テ編纂可仕哉、此段奉伺候也、

但着手ノ上存付ノ廉々、尚時々可奉伺候也、

御家譜編集掛

明治二十一年四月十一日

平田宗高

右之通相認、家令相伺候處、右通之 御趣意無相違候間、右之心得ヲ以編集
致可然、別段不及伺候段承知致候事、

(35) 調査によつて、多くの文書が失われていたことがわかる。このことを示
すが、次の史料である。

「御當家御家譜編集相成事候處、齊宣公天明七年御家督以來 御當代ニ至ル迄、
其御家御直元服之節賜リ候御加冠之御書付、右御家譜中記載用ニ付御借用給度、
寫濟之上ハ早速可及御返却候条、乍御手数御都合ヲ以御差出給度、此段及御依
頼候也、
追而焼失等ニ當分御所蔵無之候ハ、其段も乍御手数御報給度候、

磯島津邸

明治二十一年五月五日

執事方

○川上東馬殿「焼失仕候」川上東馬

島津又七殿

○樺山権左衛門殿「焼失仕候」

○島津小平太殿「焼失仕候」

○喜入久博殿「焼失仕候」

○土岐四郎殿「焼失仕候」

○比志島隼人殿

○入来院家御加勢中

鎌田正夫殿「出ツ」

○伊勢建彦殿

○小松清直殿「焼失仕候」

諏訪甚六殿

(頭注ニテリ)「島津助之丞方取調候處、是亦焼失之由候」

追而至急御順達、當分他所居住等ニ而御繼渡難相成分ハ、其儘御返却可給候、

(本文書ノ「並ニ〇印ハ付箋又ハ後筆ナリ」)

五月五日以降の調査の結果がでたものに〇印を付けたものであろうか。そし
て、その多くが「焼失仕候」と記されている。この他「御家譜編集一件帳」に
は、例えば尚氏にかなり詳細な史料の提供を求めていることや、都城島津氏か
らの「列朝制度」の借用、日置島津家からの多くの帳簿類の借用、山田氏から
の「山田聖榮自記」の借用なども確認できて興味深い。

(36)「家譜」編纂を通して、種子島家の権威を高めるための記述がなされたこ
と、そこにはその時代の関係者の意識が示されることについては、三木⑤・五
味⑩の両論考が指摘している。幕末・明治維新时期から明治を通じての編纂者の
意識や、その背景を「家譜」から読み解いていくこともまた必要であろう。

(37) 具体例を記す。明治元年の草稿二月条である。(『』は朱筆、□内は朱
で削除された箇所。訂正によつて概ね現「家譜」と同文になる。)

「八」

「我因請献之」

△〇是月 官借金五百圓於我、實自我請之也、後遂献之、原書記于左、

(付箋)「金八百圓ニ作ルヘシ」

張紙墨

「聞届候事」

「本文」願之通被仰付候、就而者當時節被汲取寄特之至被思召候、此段可申

置候

「八」

金子五百兩

「右者」

「右者」此節柄追々御人数被差出大分被為及御入價御貸上金之儀被仰渡

候ニ付、右之金額乍寡少献上仕度候間、御聞届被下度奉願候、以上」

趣被承知仕、依之精々繰合、御用途不相勤候而者不相叶儀御座候得共、

種子島之儀、遠海端島、災殃勝ニ而、用金貯込も無御座、乍漸右之通御

貸上仕度奉願上候、

種子島役人

辰二月

知覧才兵衛

削除された内容と、朱書（家譜）に記載される部分）を比較すると、面白い。「家譜」では藩への「貸上」に対しての経済的難しさを強調した部分を削除しているのである。もう一点は、金額の単位が圓から兩に書き換えられている（新貨条例では一兩＝一円）ことで、このことは、本文でもふれたが、明治元年の「家譜」草稿が、明治四年五月十日の新貨条例制定以後の編集（従って「家譜」八十四、明治元年は更にその後編纂）であることを示すものではないかと考える。

(38) なお三木氏は、種子島守時が明治三十三年十月二十八日付で、宮内省爵位局に宛てて系譜一冊と親族書一通とを進達したこと、「従五位男爵」と名乗っていること、その時の系譜が宮内庁書陵部の「統華族系譜」に（清盛に始まる）「平姓種子島氏系譜」として収蔵されていることを紹介されている（三木氏同論考）。

(39) 明治二十五年の日記、十月五日条には「午后夕、讓藏殿一時上邸、御家譜編纂付御昇格願云々調へ等ノ為ナリ」とあり、「家譜」巻八十九（明治二十三年・四年）頃の華族編入関係の史料であろうか、前田讓藏が種子島邸で調査していることがわかる。また、明治二十七年の日記、二月十七日条には昇格請願の件について（郡長牧野氏から県知事への上申に際して、請願の顛末を送付することに成り）取調のために前田・平山寛藏らが上邸したことがみえる。以後同十八日条には「渡邊」昌藏殿^三御取調へ事件草稿書中清書^三付帰邸、午後五時帰場相成候」とみえ、翌日には家格昇格の件で会議があったようである。二十三日には「午後五時比より御家譜取調へ讓藏殿上邸、外^三寛藏殿御雇入相成、尤昌藏殿^三も上邸」とある。この時点で既に（明治二十五年編纂開始の）巻八十九まで「家譜」編纂は終了していたのだろうか。翌二月二十四日には「午後二時后ヨリ御家譜取調付上邸、讓藏殿・昌藏殿」「右事件付寛藏殿御雇入相成」と記し、二十五日には「御昇格御請願事件付、書類取調へ方として讓藏殿上邸、平山寛藏殿亦御雇候間上邸」とみえる。そして二十六日条には、「御請願事件付、此節前田氏上縣相成付、御家譜ノ内要用ノ處抜抄シ」とみえ、華族編入の請願資料として、前田讓藏・平山寛藏・渡邊昌藏が、「家譜」から必要事項を採っていることがみえる。

(40) 種子島家のみならず、他の一門・四家などの明治維新以後の動向を比較検討する必要がある。『鹿児島県史』巻三には「私領主等の世禄大削減により、最も顕著なる変動を蒙ったものは云う迄もなく私領家来であった」（同書、五五〇頁）「旧私領家来の処分により生計困難となった者に対し、一般的にど

のような対策が行われたか、史料の徴すべきものが乏しい」（五六〇頁）と記す。

(41) 数名が分担して編纂に当たっていることは、筆跡からも見当がつくものの、時期の確定は難しい。但し、文化文政期の筆跡が天保・弘化年代まで確認でき、焼失を免れた巻三十四以降の編纂に関わった職員の活動時期は推測できると考える。また、弘化三・四年から新しい筆跡も見られるようである。

*本稿作成に当たり、五味克夫・尾口義男・堂満幸子各氏から助言を頂き、また種子島家文書の調査に関して、種子島開発総合センターの奥村学氏はじめ職員の方々に多大なる便宜をはかっていたきました。ここに御礼申し上げます。

(別記) 近世種子島家の家格について

はじめに

薩摩藩の家格は漸次定められていくが、^(註1)その中で種子島家が単なる一所持でなく御一門家(越前(重富)・加治木・垂水・今和泉の四家)と大身分であった四家(家名方。日置・花岡・宮之城・都城家)を合わせた八家の内に加えられることがあり、実は九家であったと『鹿児島県史』第二巻(鹿児島県、1970)は述べている。同書によれば、一門家は元文三年(一七三八)五月に加治木・垂水家が一所持から離れて一門家とされ、同年九月に越前家、延享元年(一七四四)今和泉家に加えられた。一門家が定まった後は、一所持・一所持格がそれに次ぐ家格であるが、これは正徳二年(一七一二)に従来の在所持・在所持格を改めてそれぞれ一所持三十家・一所持格十三家が定められたもので、島津宗家の子弟または格別の由緒があり家老にも任せられる家であったという。また大身分の称について、『島津家列朝制度』(『藩法集8』鹿児島藩、藩法集研究会、1969)の一八五二号によれば、正徳元年十月に年頭・八朔の式札に對面所に列座して藩主に謁す際、家筋によって単独謁礼を許されたものとして当分は「内匠・左衛門・又次郎・筑後」の四名が召し抜かれたが、これは家格として定められたものではなかったという。そして元文三年五月に左衛門(日置家)・周防(花岡家)・筑後(都城家)が大身分として一門の次、一所持の上に位置づけられ、同年九月には圖書家(宮之城家)が加えられた。なお天明六年(一七八六)七月、大身分は一所持・一所持格・寄合・寄合並の惣名となるが、日置・花岡・宮之城・都城家の格式は従来通りで家筋に付独礼待遇とされた(一般の一所持・一

所持格が独礼を許可されても、それは「身に付」(その身一身)に許されたことと異なる)のである。

それでは、近世種子島家の家格はどのように薩摩藩において扱われたのか。同家の家格に関わる事項を取り上げてみる。

(註1) 近世初期の家格をめぐる意識や対立については、五味克夫「島津久章一件」史料並に覚書(『旧記雑録月報8』、鹿児島県、1986)、「日置島津家と垂水島津家」(『鹿児島女子大学研究紀要』第十六巻第二号、1995)参照。

1 偏諱について

十六代久時(克時)の場合、天正七年(一五七九)十月に父時堯が死去し、同年十二歳で元服(加冠は島津義久)した克時がその跡を嗣いだ。

姉は島津義久夫人となり、その間に生まれた女子二名はそれぞれ島津彰久室・島津忠恒(家久)室となっている。克時は翌天正八年十月五日付「島津義久証状」(『家わけ四』四六号)によって島津家の諱を認められ、「久時」と名乗るようになる。

「當家之字懇望事、古今之例雖難計、先祖意釣已来被凌波濤、湛々防戦之勲功不淺謂、准其感致免許之状如件、

天正八年庚辰拾月五日 義久(花押)

種子島三郎次郎殿

久時(克時)祖父恵時(意釣)以来の軍忠については、実際には検討が必要であろうが、いずれにせよ本文書によって、先例はないものの島津家の一字が義久より許されたのである。慶長十六年(一六一一)十二

月二十七日に久時は死去、翌年八月誕生した十七代鶴袈裟は元和六年（一六二〇）に九歳で元服、この時の加冠は島津家久で、鶴袈裟は諱を拝領して忠時と名乗った。久時の代に種子島氏は島津氏の勢力傘下に入ったと考えられており、また二代続けて幼少の島主が家督を相続したため、島津氏による家政や家臣団統制も強化されたと考えられる。以後代々の島主は偏諱「久」を拝領し通字とする。十八代業時→久時、十九代伊時→久基、二十代意時→久陳（のち久達）、二十一代包時→久馮（のち久方・久芳）、二十二代庸時→久柄（のち久照）、二十三代輔時→久徴（のち久道）、二十四代久珍、二十五代久尚の如くであった。そして偏諱を種子島家が求める際に、久時や忠時代の実名拝領が先例とされ（『家わけ四』一六四・三七二号）、右の島津義久証状は繰り返し引用され、その根拠とされた（『家わけ四』四九六・五三五・七一二号）。なお「三州御治世要覧」では、種子島彈正（庸時、後の二十二代久柄か）が「嫡子御直元服迄之衆」の一人にみえ、また「代々嫡子計久之字御免」と記されている。

（註2）徳永和喜「中世種子島の対外交渉」（『旧記雑録月報15』、鹿児島県、1994）

（註3）元和元年、島津家久は、鶴袈裟（忠時）が幼いなかで私曲を専とした役人（種子島家家老）を改易し、同年十二月には入来院重国・町田久充を派遣し、役人上妻壽木の再任などを行わせている。元和四年六月にはさらに二名の役人を任命し、家臣団統制の徹底、鶴袈裟が若年の間は「諸侍気任之儀」あれば藩當局へ披露して対処することなどが命じられた（『町田久幸外三名連署覚』、『家わけ四』七二号）。また元和九年にも、母を亡くしたばかりの忠時をいたわると共に、「下々心安く気任せなる儀可有之候」なきよう、家臣の私曲を誡め、またいか

ような罪人ありといえども、殺害に及ぶ者については鹿児島へ報告し、その上で落着するように命じるなど、法制・刑罰などの掌握が進められている（『某覚』・「喜入忠政・伊勢貞昌連署書状」、『家わけ四』七三号・七四号）。

（註4）『鹿児島県史料集』（鹿児島県史料刊行会、1984）。この底本は安永七年（一七七八）の現東京大学史料編纂所蔵本である。なお、種子島家について同書には「此家右同格久之字御免と見得候、爰不相見得候_二付、書入置候」と記す。

2 種子島氏と島津氏との婚姻関係や主な役職、そして家格

ここでは、安永二年（一七七三）六月の島津重豪による「府下諸家之行列」改定によって、種子島家（二十一代久芳）が大身分（四家）に準じる家格を認められた時期までを概括する。

(1) 十六代久時（克時）

慶長三年（一五九八）、朝鮮出兵から帰国後十二月に伏見において家老職に任ぜられる。慶長八年二月には、前年家督相統をした島津忠恒（家久）に対して、別心なく「御一筋を相守」忠貞をつくすことを約している（『家わけ四』五九号）。そして慶長十四年、薙髪して一塚と号した久時は、島津氏による琉球出兵の早期成功・終了について伊勢貞昌から次のような書状を受けている（『家わけ四』六二号）。

「前略」就其皆々御祝詞被仰上候、従此方御指圖者雖無之候、又四郎殿・北郷殿・又吉殿などハ、御太刀にて御祝儀御申候、従貴老も右之通_二被成御使御進上尤候（後略）_一

伊勢貞昌が太刀進上を促すにあたって他の例として揚げた人物が又四郎（垂水島津家忠仍）・都城の北郷氏（忠能）・又吉（日置島津家常久）であつた。勿論久時が藩家老であつたことであろうが、当時の島津有力一門と同様に（少なくとも貞昌には）意識されていたといえないだろうか。

久時は生前男子に恵まれず、女かつけ（伊勢貞豊妻、所生の女子が島津光久夫人となり、綱久を生む）へ宛てた慶長十六年八月三日付の置文（『家わけ四』六七号）では、幼少の女子（慶長十四年生まれ）の久時二女。

後に北郷久加妻）に相続させる事について、かねてから島津義弘に依頼していたこと、久時自身が幼少で父時堯と死別したため「内もの時堯の置目をちかへ恣に仕」と述べ、自身の死去によって「女子の事候条、いよいよ随意に仕候はん事ハ、少しもちかひ申ましく候、殊に此中定置候蔵入等も相違申へく候、其外散々被成へく候条、乍憚右同前に加治木（義弘―筆者註）へ申まいらせ候」と述べ、全て以後については島津義弘を頼むように、義弘へも書物を渡しておくので、死後はこの条書をお目に懸けるように、と結んでいる。先に述べたように、十七代忠時初期に、島津氏によって種子島家臣団への干渉が強化されたのは、このような経緯があつたからでもあろう。一方で、久時には、幼少の島主に対する種子島家臣団の自立的な行動への強い不信感が根強かつた点も窺える。

(2) 十七代忠時

島津氏の介入を支えに幼少期を過ごした忠時は、家久の命によって寛永八年（一六三一）に島津家久四女を室に迎えた。^{〔証5〕}「家譜」には家久と忠時夫人との細やかなやりとりを示す文書が収められている。忠時は寛永

十八年・二十年など島津光久の使いとして江戸に赴くなど、その信任を得ていたようである。一方で忠時は、鹿兒島の滞在による財政難を理由に在島を望むが、光久の江戸出府中のみ在島を許可されている（『家譜』慶安四年（一六五二）一月条）。翌年には、忠時に証人（人質）の命が下される旨が内々に伝えられている（『家わけ四』一〇六号。実際には子の栄時が赴いた）が、この際の証人の時には「島津兵庫頭殿・島津玄蕃頭殿」に「島津大膳亮」と忠時が加えられる旨がみえ、加治木家（忠朗）・垂水家（忠紀）・日置家（久豫（久憲））と共に、種子島家が証人たりえたことを示す。

（註5）家久の女で光久の姉には、早世した長女の外は、それぞれ北郷翁久（忠能子）・島津久慶（日置島津家常久子）に嫁している。

(3) 十八代久時（栄時）

久時は、島津家久女を母として寛永十六年に生まれる。先述の如く、承応元年に島津大膳久憲と共に証人として江戸に赴いた。慶安五年正月二十四日と考えられる「島津氏証人結番交名」（『家わけ四』一五七号）には、一番島津大膳（久憲）・種子島栄時、二番島津安芸（永吉島津家久雄）実子惣領又七郎（久輝）・島津図書（宮之城島津家久通）惣領又五郎（久竹）、三番島津兵庫（加治木島津家忠朗）実子惣領又八郎（久憲）・北郷佐渡（久加）北郷氏庶流で平佐領主。当時藩家老）実子惣領作左衛門（久精）。母は種子島十六代久時の女）の名がみえる。なお父の忠時は承応三年三月に死去するが、その遺言により忠時女婿（島津久賢）の父で宮之城島津二男家の久茂を、同年十月久時（栄時）は「島抑」としている。^{〔証6〕}

「家譜」明暦元年（一六五五）正月二日条では、久時が年賀の太刀を献じた際、「公族・国老・一所持拜禮」後に席を改めて久時一人が召され、三献を賜ったという（古例無しと記される）。

寛文九年（一六六九）二月には、光久の命によって藩家老同様藩政に関わるようになった久時は、同十一年大目附となる。延宝三年（一六七五）三月十二日条では、嫡子義時（のち伊時・久基）の元服に際して義時から太刀一腰・馬一疋・天井折六合・酒樽五荷が、また久時からも太刀・馬が献じられており、「當家如古例」と記されている。^{（註7）}なおこの日の元服は三名だったが、藩主光久の命によって第一が義時、第二が頼娃権三郎（久甫。加治木島津家祖忠朗三男で頼娃久友養子）、第三が肝付伴三郎（兼柄）とされている。

延宝三年旅家老、同七年四月に藩家老に任じられた久時は、同年四月に光久に従って江戸に赴いた。延宝八年正月四日には嫡子義時が「家例を以て」太刀を献じている。「家譜」の記事には、この例は島津氏麾下に属して以来であり、献上の期日は定まっておらず、使者をもって或いは種子島島主が鹿兒島に滞在した場合は自身で行っていたこと、忠時代寛永中に光久の命によって鹿兒島に住むようになってから式日を十一日と定め、たとえ公子・貴族といえども共にせず（種子島家のみで）行ったこと、式日を久時が四日に改めたとみえる。

久時は、「種子島譜」の編纂を命じ、祖先の出所の明らかな庶流に系図を頒布している。また家中諸士を三組として地域毎にまとめたり、本源寺を中心として、島内寺院の序列を明確にするなど、島内の統制と安定に努めた（延宝五年条、『家わけ四』一七五・一七六号）。また島津家との関係でも、嫡子義時に光久の女を二度にわたって迎^{（詳さ）}え、光久や綱貴の

信任も篤かった。しかし一方で当時の種子島家の財政状況はかなり逼迫していたことがわかる。特に鹿兒島や江戸への移動・滞在が借財を増やす要因となっていた。「家譜」天和三年（一六八三）条では、数年間の検約でも負債の償還ができずに、結局家臣の俸給を借上することになったが、この時久時は、「代々の封地を削り、万石の列を下ることは家の恥である」と述べている。種子島家の「万石以上」の意識は、「家譜」の各所に確認できる。^{（註9）}

同年十月三日条では、嫡子三郎二郎義時が「左内」への改称で、太刀を献じることとなった。同日、島津大学（島津家久四男忠廣の子忠守か）と入来院虎松（重堅。日置島津家久竹の二男で母は光久女。入来院重治猶子）の家督相続を謝しての太刀献上があり、次第を問う久時に対して藩家老からは、大学・虎松が先であること、これは種子島家の家格が入来院家の次なのではなく、家督と改名の軽重によるものであること、事は評定所の冊に記して後世に伝えるべし、との回答がなされている。このような家格に対する意識は、例えば元禄三年十二月二十九日、久時の二男重時（後に北條時成・時守。家格寄合・藩家老になる）・三男時房が元服改名した際、同じく元服した者は島津庄三郎・諏訪仲右衛門・新納十郎で、儀式の後に島津・諏訪・新納氏の父が拜謝した後、久時は改めて謝しており、「是以當家古来獨禮之格也」と記される（「家譜」同日条）ところにもよく窺える。

久時は元禄九年には老齢を以て一島の政事を伊時（義時）に任せるようになるが、財政だけでなく、家政全体の引き締めを行っている。元禄十二年三月二日に「家老座（役所）」が造営され、同月役人・物奉行の役料が改定され、六月に下島した久時により、八月四日には家老座で政事

が聴され、同月十二日付で上巳・重陽に諸士に諭告されるべき「法章」の改正がなされている（『家わけ四』一九〇号）。また同十五年六月二十一日には、年頭の始が往古はその家の尊卑によつて射手を定めていたものであるのに、諸都合を申し立てるため前日当日にやつと整う有様であつたことについても、「多年不致在嶋、因茲諸奉公人無上様^二成立、慢役所如心之申分、言語道断也」（『家わけ四』一九一号）と非難している。本論増村氏論考でふれたように、久時代は参勤によつて多くの情報が種子島にもたらされたと考えられ、「種子島譜」の編纂などもその成果とされるが、一方で種子島家の内外における格式の確立・維持に努力が払われた時期ともいえよう。^{（註10）}

（註6）「家譜」では「其家之政事、與其主談之決是非」する者と記される。久茂は鹿児島土の柳本宗真に家政を聴かしたという。久時は明暦三年に襲封後初めて帰島するが、その際役人の外に宗真が随行している。なお寛文九年六月に久茂は没し、元禄元年（一六八八）春には柳本（元）宗真が老齢をもつて「中抑」を辞す、とみえる。

また元禄七年十一月条では群臣の議によつて、鎌田後藤兵衛を「抑」、石神惣兵衛重代を「中取」にしており、同十年二月二十八日条では、この両者が家臣の量刑に参与している。しかし「家譜」では以後「抑」や「中抑（中取）」はみられず、その変遷などについては詳細を知り得ない。なお、近世薩摩藩と私領主の関係を考察した論考として、北郷氏（都城島津氏）の例を紹介された山下真一氏の「鹿児島藩における都城「上置」と「中抑」（『地方史研究』二七八号、1999）がある。

（註7）藩主の加冠は天正七年（一五七九）の十六代克時に始まるが、義時同様の藩主への献上記事は、慶安三年十八代久時の元服加冠以来

である。なお「家譜」巻十二の延宝三年義時の元服記事には「従先格」と記される。

（註8）義時（久基）は、光久の第十一翁主千代松と第十四翁主袈裟千代を妻とした。千代松は女子出生直後の貞享四年（一六八七）十二月二十八日に死去するが、その翌年六月八日には袈裟千代が嫁している。「家譜」によれば、袈裟千代は光久が最も鍾愛した女であり「其禮倍前」と記される。

（註9）以後も災害などもあつて負債は減らず、元禄二年十月二十七日付「種子島久時覚」（『家わけ四』一八〇号）では、借銀が二百二十九貫余となり、封地高払はなんとしても避けたく、当面十三・四年「旅之奉公」を免除して欲しいと訴えている。また同四年十月三日付「島津忠守覚」（『家わけ四』一八一号の一）では、久時父子共に家老・番頭役を辞して十二・三年島に引き籠もり節約に努めたいとまで願っている。借銀は元禄七年には三百九貫目余に及び（『家わけ四』一八三号）、結局同八年二月、藩主綱貴から役料として米千二百俵を与えられて慰留された（『家わけ四』一八七号）久時は、一応は役料も受け取り、当面は辞職しないことを述べている（三月朔日付「種子島久時口上覚」『家わけ四』一八八号）。しかしこの口上覚では「近代老萬斛以上之衆御役料被給候儀、無御座候処、私勝手難続罷成候と八乍申、御役料申受候^茂不本意奉存候」とあり、（実態はともかくも）万石以上の家格としては役料も有り難いものではない姿勢をみせている。結局、宝永七年（一七一〇）五月二十日にはこの役料を辞し、藩主吉貴に慰留されるものの六月に辞職、七月朔日伊時に家督を譲っている。

（註10）勿論、寛永から元禄期に至る幕府や薩摩藩の系図・家譜編纂

事業も背景にあらう。「家譜」元禄八年二月二十七日条に、綱貴の諸家系図再撰の命によつて、系図一卷・庶流系図一冊を藩記録所に納めたとの記事がある。この時期は、例えば多くの中世文書などを相伝した二階堂氏が、由緒ある家柄・文書所蔵者として藩主光久・綱貴らに認識され、やがて田布施郷から鹿児島城下に移住した例（拙稿「鹿児島県史料『旧記雑録』未収載文書補遺」『黎明館調査研究報告』第13集、2000）や、志布志郷士から鹿児島城下士となった山田氏（『家わけ四』山田文書一六七号ほか）の事例もある。編纂事業のみならず、諸家の由緒・格式などが求められるようになった光久から綱貴・吉貴代に至る薩摩藩の社会や意識の推移を考える必要がある。

(4) 十九代久基（義時・伊時）

組頭・番頭兼任から宗門改総奉行・寺社奉行を経て宝永二年には若年寄（勝手方兼、『家わけ四』三六七号）、翌年には藩家老に準じ、同七年父久時隠居後には藩家老となり藩政全般にわたつて活躍した。また自ら「我目分明記」を著すなど文事の才にも恵まれていた人物である。^{（註1）}

久基代で家格に関する箇所を「家譜」の記事にみると、例えば元禄十三年一月、藩主綱貴の参勤に随行することになった伊時（久基）に対して、従者の人数が三十人に制限されている。「吾家無従者下於五十三人之例、因屢々訴之」ものの、伊時が家督を相続していないため却下されている。かつて寛永十八年四月六日に忠時が光久の使節として江戸に出生した際には随行五十三人とみえ、この人数も種子島家の外に対する威儀の一つであった。なお八年後の宝永五年四月十日、藩主吉貴の参勤に随行の際は三十五人であり、「万石以上若年寄役供賦如此」と記される。

伊時が「久基」と改名するのは正徳二年（一七一二）六月のことであり（『家わけ四』三七二・三七三号）、「家譜」正徳三年九月二十七日条によれば、「久」の字を与えられると共に、藩主吉貴より八朔の献上の際「不混諸家」ことを許されたという。また参勤時の従者も、享保元年（一七一六）七月・同六年三月の場合で六十人となっている。財政面でも儉約に努めた結果、享保五年の記事によれば、父久時以来の借銀二百三十貫目余の償還が十一月に完済されたとあり、当面の安定を得ていたようである。^{（註2）} また享保十一年十二月には、勝手方の功績によつて、種子島から他国へ諸品を積み出す際の手形銀を世々与えられている（『家わけ四』三九五号）が、それは「御家老江戸詰^三被仰付候^二付而者相応^二御心附^一を^三被成下事候得共、弾正（久基一筆者註）事持高^三相応^二所持仕候得者、御心附不被仰付候」という理由であった。

なお享保九年七月付「島津久春申渡書」（『旧記雑録追録三』一六七八号）には、年頭御礼着座次第について、「向後客居主居之無差別、御対面所客居之方^一一流^二着座被仰付候付、一流^三相残候人数は、又一座二座^二人数次第^三可被仰付候」として初めに加治木家・垂水家・日置家・花岡家・川上家（久東）・宮之城家・豊州家・永吉家をあげ（その内後の三家は同格とされている）が列挙されており、以下島津庶家や新納・権山氏が続く。種子島家については特に「種子島弾正 右弾正家只今迄は四日^二着座仕来候得共、今度年頭御禮着座都而一列^二被仰付候付、三日^二此連名之通被仰付候」とみえる（『島津家列朝制度』『藩法集』8、二四二七号と同文）。種子島家が久時代の延宝八年以来、年頭の賀儀において、この時まで他家と別日扱いであったことが確認できる。

享保十三年三月二十六日、久基は病を理由に藩家老致仕を願ひ出る

〔家わけ四〕三九九号〕が、その実績と藩の財政問題処理のために許されなかった。その代わりに久基には立勤めの免除と乗輿が許可されている(同年四月二十五日付「島津久春覚」『家わけ四』四〇一号)。久基は享保十八年二月に藩へ五百両の献金を行い(『家わけ四』四〇九号)、元文元年(一七三六)に辞職を許され、嫡子意時に家督を相続する。

(註11)「我目分明記」は一種の藩政要覧・島政要覧ともいべき編纂物である。刊本として西之表市立図書館発行『郷土資料集六「我目分明記」』(1984)がある。

(註12)なお享保十年十月から翌年七月にかけて郡奉行平田平六・東郷吉右衛門以下によって種子島の検地が行われた。高は九千三百三十二石余(八千三百十五石余が本高、八百十六石余が持留高)で、薩隅所在の高を合わせて一万九百九十石余が世禄として認められている。

(5) 二十代久達(時春・意時・久陳)

久達は、島津光久の鍾愛したという第十四翁主を母として元禄四年に生まれ、同母兄の憲時(平馬)と共に同十二年三月に元服して時春と名乗った。この憲時・時春兄弟元服の際に祖父久時は「私家之儀二男・三男迄^度元服被仰付被下候先例^度御座候、(中略)兄弟共同前^二被仰付被下候様、奉願事^二御座候」(『家わけ四』四七九号)と述べている(註13)。享保十二年、前年の兄の病死によって嫡子となり(『家わけ四』三九七・三九八号)、翌年には五番組兼番頭を命じられる。意時改名後、享保十五年には、藩主継豊の帰国許可の謝礼使として江戸に赴き、同二十年九月二十六日条には桜町天皇即位の賀を祝す使者として京都に遣わされることがみえる(註14)。元文元年(一七三六)十月に家督を相続、翌年には家格により一字拝領

を認められて(『家わけ四』四九七・四九八号)「久陳」を諱とした。また前後して継豊長女で久基が養育した於貞(『家わけ四』四二〇・四二一号)が入興している(十月二十八日条)。

家格に関わることでは、元文三年十二月二十六日付「島津久春申渡書写」(『家わけ四』五〇〇号)によれば、鹿児島において、万石以上の者の乗輿が許されている。かつて十八代久時が、元禄元年十二月に江戸において乗輿を認められた。但しこの場合は久時が五十歳に及んだからであった。また父久基が享保十三年に乗輿を認められたのは、老齢・病身ながら家老職務を慰留するためのものであった。先にふれたように、元文三年には加治木・垂水家そして越前島津家が家格一門家として一所持の列より離され、また大身分として日置・花岡・都城・宮之城島津家が一門家の次に位置づけられており、この時期は薩摩藩諸家の家格確定の一段階であったといえる。

久陳は同五年「久達」に改名後、寛保二年(一七四二)二月には、嫡子始時(傳次郎・四郎右衛門)共々御機嫌伺いの際の本丸奥通を許可されている(『家わけ四』五〇九・五一〇号)。しかしこの後、延享元年(一七四四)に父子相次いで死去、家督は久達二男の包時(久芳)が継ぎ、家政・島政は久達叔父の北條時房(獨歩)や義兄に当たる島津左衛門久甫らが預聞することになる。

(註13)但し、「家譜」宝永四年(一七〇七)七月二十一日条によれば、

久達弟の時興・時純の元服加冠は祖父久時が行っており、「家譜」は「三男・四男 公加首服之家例也」としながらも、藩主吉貴によって三男

以下の藩主による元服の儀が廃止されたため、と記す。また「家譜」

元文二年五月二十八日条によれば、意時(久達)嫡子の傳次郎が登城

元服した際に、太刀一腰・馬代銀一枚・天井折六合・酒樽三荷が藩主に献上されているが、「世々獻酒樽五荷家格也、然 吉貴公命被省諸家之獻上物、故獻三荷」であつたという。勿論経済的問題もあるが、吉貴代から既に儀礼面での家格の制約が始まり、継豊代に一門家の越前・今和泉家再興と共に家格の制度が整えられていくようになったとも考えられようか。検討を要す。

(註14) 家督相続以前であり、享保十五年では二十人、同二十年では十九人の従者であつた。元文三年十二月二十九日付「戸田成紹達書」(『家わけ四』五〇一号)によれば、万石以上の供廻は都合十人とされている。なお種子島家文書中には表紙に「享保廿年卯九月御即位三付御使者御勤一卷 日帳 與力丸野彦七」と記された冊子に、関係文書や記事が残されており、これらが「家譜」巻十四の編纂に用いられたことが推測できる。

(6) 二十一代久芳(包時・久馮・久方)

延享二年元服、家格によつて島津氏より諱一字を請け「久馮」と名乗り(『家わけ四』五三五号)、宝暦三年(一七五三)五月には「久方」、十二月には「久芳」と改名、同年七月には番頭に補任されている。

この間の宝暦二年五月四日には、藩主島津重年が種子島邸に來臨しているが、この來臨を請うた同元年八月四日付「種子島久馮覚」(『家わけ四』五六四号)には、十七代忠時以來種子島氏が鹿兒島に居住するようになってからの藩主來臨を列挙しており、元文三年に父久達が「万石以上之御取分を以、乘輿迄^茂 御免被仰付候、右三付而^茂 御光儀 奉願存念^三而罷在候處」藩主継豊が江戸に滞在したため差し控えたこと、延享

二年の島津宗信帰国の際にも、藩主光儀を行わない旨が出されていたため控えたことなどが記されている。なお以後久芳の場合、島津重豪に対して宝暦十一年・十三年・明和八年(一七七二)に度々その來臨を「家格三付」請うたものの、「時節柄」として延期されている(『家わけ四』六〇五・六〇九・六二三・六七五号)。

久芳代で目立つのは、藩主の代参として多くの寺社に参詣したことであろう。例えば、宝暦十三年一月十七日の加世田日新寺代参をはじめ、明和三年にかけて福昌寺や浄光明寺の位牌所代参(『家わけ四』六一一・六三二号など)、郡山の花尾権現への代参(『家わけ四』六三八号など)を度々命じられている。

また宝暦八年十一月には徳川家重への「御鷹之鶴」下賜に対する謝礼使を命じられ(『家わけ四』五八〇号)ているが、これも種子島家文書中に、家老上妻七兵衛時雄による「継豊公御鷹鶴御給附御使者方 日帳」があり、記事や文書から「家譜」編纂に利用されたことが窺える。

藩主重豪の使者として注目されるのは、徳川家治の重豪に対する領知判物下賜への謝礼使である。宝暦十一年十月・十一月に江戸出立が命じられ(『家わけ四』六〇六・六〇七号)、これに対して十二月朔日付で、久芳は次のように藩当局へ問い合わせた(『家わけ四』六〇八号の一)。

口上覚

私事、江戸^江御礼使被仰付置候、依之申上候、他所^三而役名又者持高相尋候ハ、何様^三相答させ可申哉、此段得御差圖申候、以上、

十二月朔日

種子嶋藏人^(久芳)

これに対して、藩からは「本文於他所御役名一族同列之者と相唱、持

高巻萬九百石餘と可被相答候」との回答を得ている(『家わけ四』六〇八号の二)。「一族同列」があくまで島津家にとつての体面上のことかどうか即断はできないが、島津氏と一族同列と公称することが認められている。

明和四年に久芳は病弱を理由に「當御役并定火消・犬追物稽古」免除(辭職)を申請して許可されている(『家わけ四』六五二・六五三号)。

久芳は明和六年十月十四日に嫡子鶴袈裟(庸時・久柄)の元服と太刀・銀馬代・折六合・樽三荷の進上を「先格之通」として命じられるように藩に願ひ出、許可されている(『家わけ四』六六一・六六五号)。庸時は天明八年(一七八八)正月に家督相続と諱に「久」字拝領を求め、また家格を以て太刀などの進上物についても「先例之通」願ひ出(『家わけ四』七一・七一二・七二三号)、同年六月には島津重豪より「久」の字を許され(『家わけ四』七二二号)、以後「久柄」を名乗ることになる。

この間の家格に関わる事項についてみると、まず「家譜」安永二年(一七七三)五月条に、島津重豪による「府下諸家之行列」改定で独礼・万石以上の家格が大身分(四家)に準じることとされ、種子島家が大身分に準ずるようになったとある(『旧記雑録追録六』にも同年月の家格に関する藩の令達が収められている)。これについて種子島家は、用頼森八太郎を通して、供廻や乗輿・辞儀等について改めて六月二日に藩に問ひ合わせている(『家わけ四』六八四号の一)。その回答が次の通り(『家わけ四』六八四号の二・三)であった。(傍線筆者)

「本行^{久建}付、仲殿より御取次、御口達小松相馬殿を以、萬石以上之儀者

大身分之方^{清行}被準候^二付、五節句・月並等之儀も都而大身分之仕向可被致候、尤部屋栖乗輿之儀^茂大身分部屋栖之通可被相心得候、

「一 辭儀對之儀^茂都而之儀先達而被仰渡置候^二付、大身之仕向^{マカ}被準可然候、然共人躰^ニよつてハ其身之考も可有之事^ニ候、

右之通、御口達を以被仰渡候^二付致承知候、

巳六月七日

森八太郎

「大身分之所^江見舞之人有之節、取次番之次第、

「一 所持以下寄合并之所^江見舞之人有之節、右同断、

右両条、此節委敷被仰渡置候處、惣躰供廻等之儀、萬石以上八大身

分之方^二準候様被仰付候、

右式對之儀^茂右^二準候様可仕哉之旨、森八太郎を以御尋申上候處、左之通被仰渡候、

辭儀對之儀^茂都而大身分仕向^二準可然旨、先達而承知被致置、右^二付喧喚取次番仕向之儀、大身分之仕向・一所持より寄合迄之仕向分^二被仰渡置候^二付而者、大身分之方^二可準、又者一所持之仕向^二可仕哉、此儀^茂分而不被仰渡候^二付御尋申上候、小松相馬殿^江私より御尋申上候處、萬石以上之儀者、都而大身分之方^二可被致旨、先日被仰渡置候間、取次番仕向^茂勿論大身分之方^二準可然候、此儀者御家老衆へ御尋^二不及、先日^茂被仰渡為差究事候間、相馬殿より御同役中被仰談、被成御差圖候^二付、右之趣^{久志}左内殿^江可申上旨致承知候、右之通^二而何そ相違之儀有之間敷候旨被仰候、

巳六月十一日

森八太郎

この時点で、明らかに種子島家が大身分(四家)に準じる家格と位置づけられたこと、その基準が万石以上の家であった故であることを

知る。

この他、寒暑の御機嫌伺いの進上物について安永二年九月六日、久芳は「亡父代乗輿等^及段々難有被仰付置、且御在国之節計福多目進上仕来申候」として、以後は在府・在国共に在所の産物や季節の品を進上したい旨願ひ出ているが、「進上物者有来通^三而、萬石以上之御取分を以^一在国之節ばかり御機嫌伺いをする事、暑気は季節または在所の産物、寒中は鷹または鴨一番、または在所の産物とされた(『家わけ四』六八七・六八八号)。天明七年六月には、従来の福多目に暑気は素麵、寒中は鷹または鴨一番の二種まで藩主在国の際に進上してよい、とされている(『家わけ四』七〇五号)。六月二十一日には雉子の間において、久芳は素麵一折を進上しているが(『家わけ四』七〇六号)、この際の使者鮫島惣右衛門は「於三家及大身分使者之下座」にあつて使者の口上を述べており(なおここでいうところの大身分が天明六年七月以前のいわゆる四家をさすものかどうかは即断できない)、そして「万石以上献上物」は御小納戸役ではなく近習役に献上すべきで、以後そのようにするよう藩当局から命じられている(『家譜』同年月条)。

3 二十二代久柄(久照)から久道・久珍代の種子島家格

では、以後幕末に至るまでの種子島家の家格は、どうであつたか。前項でも少し述べた二十二代久柄(久照)の場合をみよう。左に掲げるのは寛政七年(一七九五)八月の「市田盛常達書」(『家わけ四』七七六号)である。^(註15)(傍線筆者)

種子島^(久柄)佐渡

右、月次御礼等之節者、以来其身一人於書院、御礼申上候様被 仰付

置候、依之向後謁之儀者、於松之間獨礼、一同相謁相濟候上、引次相謁、登城之節者、杉之間^(註16)可相扣候、

右之通被 仰付候、

八月

^(市田盛常)
勘解由

右之通於敷舞臺、御家老・御用人・御側役御席詰^三而、勘解由殿より承知、右^(註17)付、月次・五節句御登城之有無、四家同格、若御年寄^并御用人・御目附方^并届有之候様、伯耆殿より倉山藤角殿御取次^三而、種子嶋次右衛門承知、且又御用御受書之儀^三付而者、御用人衆より此節御禮席相究候^三付而者、御用御受書認用、何様可被仰付哉之段、御家老衆へ御内意尋為有之由候處、嶋津左衛門・島津筑後同様為仕候被仰渡候由、御用人衆より種子嶋次右衛門承知、

種子島久柄(久照)は、家統を嗣いだ天明八年の八月(二十四日付^(註16))には、月次御礼等の際に、独礼の面々の拜謁以後「其身壹人」書院での拜謁を許されている(『家わけ四』七二五号)。また寛政六年正月には「彈正」から「佐渡」への改名を願出て(『家わけ四』七六八号)許可されたが、その際にも国名(佐渡)の儀が許可されたのは「萬石以上^三而乗輿御免獨禮被仰付置候御取分」であるため「其身一代」に許すとされている(『家わけ四』七六九号)。そして寛政七年に右の処遇、すなわち「四家同格」・「島津左衛門(日置家)・島津筑後(都城家)同様」を受けたのである。なお寛政六年の「御留守年八朔之次第・八朔次第書抄出^(註17)」によれば藩主在府中の拜謁座席は、一門が鶴之間、日置家と北郷家が水仙之間、松之間は「四家」「家名方^(家督)」であつた。ここには特に種子島家は記されないが、前年の処遇を受けてであろうか、同八年と思われる「八

朔規式之次第^(註18)では種子島佐渡(久柄)が四家に引き続き(松之間であろうか)拜謁とみえる。種子島家は四家と全くの同格ではないが、それに準じ、特にその扱いが他の一所持などとは分けられていたといえよう。

久柄嫡子鶴袈裟(輔時・久徴・久道)は、文化二年十二月十五日に登城元服して「藏人輔時」と名乗った。父の久柄はそれに先だち十一月四日に「先格之通」と願ひ出ている(『家わけ八』八三六号)。また元服の謝礼に関わつて、その作法などが確認されているが(『家わけ八』八三八号)、そこでは種子島家が安永二年(一七七三)六月の仰渡によつて大身分に準じられたことが改めて示されている。

さて、二十三代久道(久徴)が「美濃」から「伊勢」への改名を願出で、許可されたのが文政二年(一八一九)十月のことである(『家わけ八』五八号)。以後の史料で久道代の家格に関係するものは、文政八年五月の「町田久視達書」(『家わけ八』一一六号)であり、五節句・月次御礼や八朔、年頭の御礼・扣席について次のように命じられている。

種子島伊勢^(久道)

一 五節句・月次御礼之儀、御坐之間二之間末御敷居内吉畳目末^三而御礼、御側御用人名披露、

但大目附以上御礼相済、引次御礼申上候、

一 八朔御礼之儀、御敷居内一畳同末^三而持参太刀、御礼不及披露候、

但御一門方御礼相済、引次御礼、

一 年頭御礼^并扣席是迄之間、

右者、此節別段之 思召を以、其身一身御礼席右之通被 仰付、餘例

者不相成旨被 仰出候、

五月

(町田久視)
監物

また、同年十二月の「町田久視達書」(『家わけ八』一一七号)では、

種子島伊勢

右、月次^并五節句・八朔於

御坐之間御礼申上候様、先達而被仰付置候得共、猶又思召之訳被為在、

八朔御礼者年頭同様於御對面所、家格場^三而御礼被仰付候旨被仰出候、

十二月

監物

とあつて、この前文である「家譜」同月条では「今日町田監物傳八朔於御對面所家格之席宜拜禮之命」と記す。久道代においても、種子島家は万石以上の家格として、四家に準じる扱いであつたと考えて良い。以後文政十二年五月十三日に久道が没するまで、家格や礼式関係の記述は「家譜」にみられない。

天保十三年に種子島家を相続した二十四代久珍は、同年十二月には、「一世島津若狭(花岡島津家久誠か)一列頭」や「殿」の文字の使用などを認められており、弘化四年(一八四七)五月には藩主斉興より桐十文字紋を「一世定紋同様」使用することを許されている(『家わけ八』四一五号)。宮下満郎氏の指摘されたように^(註19)、「家譜」嘉永四年(一八五二)十月十二日条に「公族^(御方)」に列したと記し、続く「島津久宝達書」(『家わけ八』四五七号)は「種子島久珍殿」に対してその礼式の詳細が示され、「一門」に準じる扱いを確認できる。しかしそれは「御續柄別段厚以思召、一世右之通被仰付候」とあるように、久珍一代に認められたものであつた。同年十一月の「島津久宝達書」(『家わけ八』四五九号)を掲げる。(傍線筆者)

種子島彈正殿(久珍)

右者、別段厚以 思召一世品能被仰付候付、年頭其外何そ付進上物、且登 城之節御目附案内中途御辭儀、合平日供廻并乗物又者願書認振、内用頼・御用人之儀、何篇一世御一門方同様被仰付候、

十一月 豊後(久生)

嘉永七年(一八五四)久珍没後、同年生まれた鶴袈裟(久尚)が家督を相続することになる。では久尚代の家格はどうなったのか。それは当時の種子島家にとつても大きな関心であつた。久珍の死去直後、改めて種子島家(鶴袈裟(久尚)と久珍室寶慈院)としての心得、家格の扱いについて、藩への問合せがなされている(二階堂源太夫口上覚・同伺書『家わけ八』四七五・四七六号)。前者を記す。

「〇二十四日、以慈詮公已卒、二階堂源太夫修啓質我家格列何等于 官原書記于左、

口上覚

亡種子島彈正殿別段厚以 思召一世品能被仰付、年頭其外何そ付進上物、且登 城之節御目附案内、中途 御辭儀合、平日供廻并乗物又者願書認め振、内用頼御用人之儀、何篇一世御一門方同様被仰付置候処、被致死去候三付、跡職之儀者嫡子種子島鶴袈裟被仰付度奉頼置候付、跡職被仰付迄之間、何様相心得候而宜敷御座候哉、此段奉伺候、以上、

正月廿四日

二階堂源太夫

そして「家譜」慶応三年(一八六七)七月二十八日条には次のように記される。(傍線筆者)

「〇二十八日、見許家格列四家格、原書記于左、

種子島鶴袈裟(久尚)

右者、亡祖父代伊勢儀萬石以上之儀故、格別之思召を以而其身計り月次御礼等之節者、獨礼之面々御礼相済候而、伊勢老人御書院御敷居一条目、奏者名披露可仕、謁之儀も於松之間獨礼、一同相済候上引次拜謁、登城之節者松之間相扣候様被仰付置、國名相用候儀成有之候、此節鶴袈裟儀も御由緒別段厚思召を以而伊勢同様被仰付候、

種子島家は幕末の一時期、久珍代に公家(一門方)の一員となつた。しかし久珍の子である久尚に対しては、この達書では「伊勢」すなわち種子島久道の例が引用されており、久尚代は再び万石以上の故をもって四家に準じる扱いとされたことが確認できる。

(註15)「島津家列朝制度」(『藩法集8』二四八五号)も同文書であるが、「登城之節八松之間へ可相扣候」とある。「家譜」慶応三年七月の達書でも「登城之節者松之間相扣候様」と記される。但し成尾常矩指図(成尾図。鹿児島市立美術館蔵)によれば、控えの間としては杉之間が用いられたのではないかと考えられる(五味克夫氏のご教示による)。なお同図については、五味克夫氏「鹿児島城の遍歴について」(鹿児島県立図書館公開講演録、1981)、「鹿児島城二之丸跡について」(鹿児島県立「鹿児島県埋蔵文化財発掘調査報告書(55)、1991)参照。

(註16)「島津家列朝制度」(『藩法集8』二四六一号)

(註17)「島津家列朝制度」(『藩法集8』二四三六・二四五八号)

(註18)「島津家列朝制度」(『藩法集8』二四三八号)

(註19)「家わけ八」解題参照。

結び

以上、種子島家の家格は、近世初期以来の島津本宗家との婚姻関係や、藩家老としての功績も関わったであろうこと、また当然ではあるのが万石以上の家格であることが藩や種子島家に強く意識されていたこと、十八世紀後半には一門四家に次ぐ独自の家格を許されたことなどを確認した。但しここでは、四家に準ずる格ではあっても、近世後期には藩政の中枢からは離れた感のする同家が、それでも四家に準ずるとされた理由や背景、種子島（家）に対する意識の問題や、明治維新後の種子島家の家格（九家としての扱いなど）や、同家の家格高揚に関わる人々の意識なども十分検討できなかった。「家譜」そのものが、種子島家の家格維持または上昇のために機能したことと、巻二十六までの編纂や幕末維新期の編纂において、本来の記事や文書に意図的な改変がなされた箇所があることは、本論でもふれたところである。それゆえに収載された記事は勿論、文書についても吟味する必要がある、他史料による批判的検討の余地も大きいと考える。また現段階では種子島家のみならず、いわば薩摩藩の門閥層をなした諸家全体の検討や比較も不十分である。薩摩藩の公式儀礼や家格などの研究は未だ十分とはいえず、今後も関係事項の整理や考察が必要であろう。